

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、平成九年七月三十一日大蔵省告示第一号（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月 日

金融庁長官 五味 廣文

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 連結自己資本比率（第二条―第十条）

第三章 単体自己資本比率（第十一条―第十八条）

第四章 信用リスクの標準的手法

第一節 総則（第十九条―第二十五条）

第二節 リスク・ウェイト（第二十六条―第四十八条）

第三節 オフ・バランス取引（第四十九条）

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十三条）

第五節 未決済取引（第五十四条）

第六節 信用リスク削減手法

第一款 総則（第五十五条―第五十八条）

第一款 適格金融資産担保付取引に共通する事項（第五十九条―第六十五条）

第三款 包括的手法

第一目 総則（第六十六条—第六十八条）

第二目 標準的ボラティリティ調整率（第六十九条）

第三目 自金庫推計ボラティリティ調整率（第七十条—第七十四条）

第四目 ボラティリティ調整率の調整（第七十五条）

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外（第七十六条・第七十七条）

第六目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリティ調整率の適用除外（第七十六条—第七十七条）

第七目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポート

イ調整率の使用（第七十八条・第七十九条）

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第八十八条）

第四款 簡便手法（第八十九条—第九十一条）

第五款 貸出金と自金庫預金の相殺（第九十二条）

第六款 保証及びクレジット・デリバティブ

第一目 適格要件（第九十三条—第九十七条）

第二目 計算方法等（第九十八条—第一百三条）

第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポートジャーワーの残存期間を下回る場合の取扱い（第一百四条—第一百六条）

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い（第一百七条・第一百八条）

第一目 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（第一百九条・第一百十条）

第二目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第一百十一条—第一百十

三条）

第五章 信用リスクの内部格付手法

第一節 総則

第一款 承認手続等（第一百四十四条—第一百十九条）

第二款 段階的適用等（第一百二十一条—第一百二十三条）

第二節 期待損失の取扱い（第一百二十四条・第一百二十五条）

第三節 信用リスク・アセットの額の算出

第一款 内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額（第一百一十六条）

第二款 事業法人等向けエクスポートジヤー（第一百一十七条—第一百三十二条）

第三款 リテール向けエクスポートジヤー（第一百三十四条—第一百四十条）

第四款 株式等エクスポートジヤー（第一百四十一条）

第五款 信用リスク・アセットのみなし計算（第一百四十二条）

第六款 購入債権（第一百四十三条—第一百四十八条）

第七款 リース取引（第一百四十九条—第一百五十二条）

第八款 未決済取引（第一百五十三条）

第九款 その他資産等（第一百五十四条）

第四節 最低要件

第一款 内部格付制度の設計

第一目 内部格付制度（第一百五十五条—第一百五十七条）

第二目 格付の構造（第一百五十八条—第一百五十九条）

第三目 格付の基準（第一百六十条—第一百六十三条）

第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間（第一百六十四条）

第五目 モデルの利用（第一百六十五条）

第六目 内部格付制度に関する書類（第一百六十六条—第一百六十七条）

第一款 内部格付制度の運用

第一目 格付の対象（第一百六十八条・第一百六十九条）

第二目 格付付与手続の健全性の維持（第一百七十条・第一百七十二条）

第三目 格付の書換え（第一百七十二条）

第四目 データの維持管理（第百七十二条・第百七十四条）

第五目 ストレス・テスト（第百七十五条・第百七十六条）

第三款 内部統制（第百七十七条—第百七十九条）

第四款 格付の利用（第百八十条）

第五款 リスクの定量化

第一目 デフォルト（第百八十二条—第百八十三条）

第二目 推計の対象と共通要件等（第百八十四条—第百八十八条）

第三目 PDの推計（第百八十九条・第百九十条）

第四目 LGDの推計（第百九十二条—第百九十四条）

第五目 保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件（第百九十五条—第百九十九

条

第六目 EADの推計（第百二十二条—第百三十三条）

第七目 購入債権の PD、LGD 及び $EAD_{dilution}$ の推計（第百四十二条—第百八十三条）

第六款 内部格付制度及び推計値の検証（第百九十二条—第百十一十三条）

第七款 開示（第百十三条）

第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率（第百四十四条）

第九款 株式等エクスポート・ジャーマーに対する内部モデル手法の最低要件（第百十五条—第百

二十二条）

第六章 証券化エクスポート・ジャーマーの取扱い

第一節 総則（第百二十二条—第百二十四条）

第一節 証券化エクスポート・ジャーマーの信用リスク・アセットの額

第一款 標準的手法の取扱い（第百二十五条—第百二十八条）

第二款 内部格付手法の取扱い（第百二十九条—第百四十六条）

第七章 オペレーションナル・リスク（第百四十七条—第百六十四条）

附則

第一章 定義

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。
- 二 内部格付手法採用金庫 先進的内部格付手法採用金庫と基礎的内部格付手法採用金庫を総称していう。

三 事業法人等向けエクスボージャー 事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーを総称していう。

四 リテール向けエクスボージャー 居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーを総称していう。

五 適格引当金 内部格付手法を適用するエクスボージャー（証券化エクスボージャー及び株式等エクスボージャーに係るものと除く。）に対して計上されている個別貸倒引当金、部分直接償却額及び特定海外債権引当勘定に相当する額並びに第百一十五条の規定により内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金をいう。

六 標準的手法 第十九条から第百十三条まで及び第二百一十二条から第二百一十八条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

七 金融機関 次に掲げる者をいう。

- イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関
- ロ 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等
- ハ 農林中央金庫

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百二十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協

同組合及び農業協同組合連合会

ホ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一号）第十二条第一項第四号の事業を行う

漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

へ 商工組合中央金庫

八 株式等エクスボージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの

(1) 償還されないと。

(2) 発行体の債務を構成するものではないこと。

(3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は利益配当請求権を付与するものであること。

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ 発行体の債務を構成する金融商品であつて、次に掲げるいずれかの性質を有するもの

(1) 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること。

(2) 発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により、債務を支払うことが条件とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

(3) 発行体による不特定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の額に連動するものであること又は発行体の裁量で当該支払方法を選択できること。

(4) 当該金融商品の保有者がイ又はロに掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く。

二 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

九 標準的手法採用金庫 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）をいう。

十 レポ形式の取引 担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。

十一 内部格付手法 第百四十四条から第二百二十四条まで及び第二百一十九条から第一百四十六条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

十二 先進的計測手法採用金庫 オペレーションナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する金庫をいう。

十三 適格格付機関 金融庁長官が別に定める格付機関をいう。

十四 信用リスク区分 第四章において適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコア（経済協力開発機構の公的輸出信用ガイドライン取極めに基づいて付与されるカントリー・リスク・スコアをいい、輸出信用機関が当該取極めに基づいて付与するカントリー・リスクの評価の区分がこれと異なる場合には、当該輸出信用機関の区分をカントリー・リスク・スコアに紐付けたうえで用いるものとする。以下同じ。）に対応するものとして定める区分をいう。

十五 証券化エクスボージャー 証券化取引に係るエクスボージャーをいう。

十六 クレジット・デリバティブ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第五条の二第五項第六号に規定する取引をいう。

十七 プロテクション提供者 クレジット・デリバティブにより、信用リスク削減効果（第四章第六節に規定する信用リスク削減手法が、エクスボージャーの信用リスクを削減する効果をいう。以下同じ。）を提供する者をいう。

十八 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

十九 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて二番目に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

二十 適格金融資産担保 簡便手法（第四章第六節第四款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を

用いる場合にあつては第六十四条に掲げるものを、包括的手法（第四章第六節第三款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては第六十五条に掲げるものをいう。

二十一 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等二十二 上場株式 取引所有価証券市場（証券取引法（昭和二十二年法律第二十五号）第一条第七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（証券取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国有価証券市場（証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。

二十三 ポートフォリオ 一又は二以上の取引及び資産の集合をいう。

二十四 ヒストリカル・データ 過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。

二十五 ネット・ポジション 対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じうる損失を減少させる状態にあることをいう。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。

二十六 ポジション 取引及び資産の持ち高をいう。

二十七 バリュー・アット・リスク 特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。

二十八 原債権 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の対象となるエクスポートヤーをいう。

二十九 決済のための参照債務 第九十五条第一号に掲げる事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務を総称していう。

三十 信用事由判断のための参照債務 クレジット・デリバティブについて第九十五条第一号に掲げる事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。

三十一 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）。

三十二 基礎的内部格付手法採用金庫 事業法人等向けエクスポートジャーヤーについて LGD 及び EAD の自金庫推計値を用いないことを条件として、内部格付手法を使用することについて金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた金庫をいう。

三十三 先進的内部格付手法採用金庫 事業法人等向けエクスポートジャーヤーについて LGD 及び EAD の自金庫推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた金庫をいう。

三十四 事業法人向けエクスポートジャーヤー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポートジャーヤーをいう。

三十五 ソブリン向けエクスポートジャーヤー 次に掲げるエクスポートジャーヤーをいう。

イ 中央政府及び中央銀行向けエクスポートジャーヤー

ロ 地方公共団体向けエクスポートジャーヤー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなつているものを除く。）

ハ 第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関に対するエクスポートジャーヤー

二 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十一年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポートジャーヤー

ホ 外国の中央政府以外の公共部門（中央政府以外の公共部門とは、各國が定めたそれぞれの公共部門の定義に従う。以下同じ。）向けエクスポートジャーヤーであつて、当該公共部門が設立

された国内の自己資本比率規制においてソブリン向けエクスポートとして扱われているもの

ヘ 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧洲評議会開発銀行協議会向けエクスポート

ト 国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行及び欧洲共同体向けエクスポート

チ 信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポート

三十六 金融機関等向けエクスポート クラス 次に掲げるエクスポートをいう。

イ 第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）に対するエクスポート

ロ 日本郵政公社（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）に規定する日本郵政公社をいう。以下同じ。）に対するエクスポート

ハ 外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポートである。当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポートとして扱われているもの

ニ 國際開発銀行（前号ヘに掲げるものを除く。）に対するエクスポート

ホ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）に対するエクスポート

一 ジャー

ヘ 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポート

ト 第三十五条において金融機関向けエクスポートの取扱いを認められた証券会社及び証券持株会社に対するエクスポート

三十七 居住用不動産向けエクスポート 不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向け

の貸付けであつて、かつ、同様のリスク特性を有するエクスボージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。

三十八 適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー 同様のリスク特性を有するエクスボージャーで構成されるプールに属するエクスボージャーであつて、当該プール単位で管理されており、かつ、次に掲げるすべての性質を有するものをいう。

イ 契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうるエクスボージャー（以下「リボルビング型エクスボージャー」という。）であつて、無担保で、かつ、信用供与枠の維持について契約が締結されておらず、金庫が無条件に取り消しうるものである」と。

ロ 個人向けのエクスボージャーであること。

ハ 一個人に対する残高の上限が一千万円以下であること。

二 当該エクスボージャーの属するポートフォリオにおける PD の低いエクスボージャーの損失率（経済的損失に基づいて計算したもの）をいう。（以下同じ。）のボラティリティが低いこと。

ホ 当該エクスボージャーの損失率のデータが損失のボラティリティを検証することが可能な形式で保存されていること。

三十九 その他リテール向けエクスボージャー 次のイ又はロに掲げるエクスボージャーのうち居住用不動産向けエクスボージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスボージャーに該当しないものであつて、同様のリスク特性を有するエクスボージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ 個人向けのエクスボージャー（事業性のものを除く。）

ロ イに該当しないエクスボージャーであつて、一の債務者に対するエクスボージャーの合計額が一億円未満のもの（一の債務者に対するエクスボージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十 LGD EAD に対するデフォルトしたエクスボージャーに生じる損失額の割合をいう。

四十一 EAD デフォルト時におけるエクスボージャーの額をいう。

四十一 プロジェクト・ファイナンス 事業法人向けエクスポート・ボージャーのうち、発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行つた者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十二 オブジェクト・ファイナンス 事業法人向けエクスポート・ボージャーのうち、船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行つた者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十三 コモディティ・ファイナンス 事業法人向けエクスポート・ボージャーのうち、原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行つた者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十四 コモディティ・ファイナンス 事業法人向けエクスポート・ボージャーのうち、原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行つた者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十五 事業用不動産向け貸付け 事業法人向けエクスポート・ボージャーのうち、賃貸用オフィスビル、商業ビル、居住用不動産、ホテル、工場、倉庫その他の不動産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該不動産からの収益に限定し、当該不動産を担保の目的とするものであつて、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与者が当該不動産及び当該不動産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十六 特定貸付債権 プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称してい。

四十七 PD 一年間に債務者がデフォルトする確率をいう。

四十八 ボラティリティの高い事業用不動産貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、次のいず

れかに該当するものをいう。

- イ　他の特定貸付債権に比べ損失のボラティリティが高い事業用不動産の取得に対する信用供与口　土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であつて、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における当該不動産と同様の不動産の使用率に満たない場合を含む。）。ただし、債務者が信用供与者以外の第三者から相当程度の株式等エクスボージャーを通じた資金の提供を受けている場合を除く。

- ハ　外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与

- 四十九　購入債権　購入リテール向けエクスボージャー及び購入事業法人等向けエクスボージャーを総称していう。

- 五十　中堅中小企業向けエクスボージャー　事業法人向けエクスボージャーのうち、当該事業法人の売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用金庫が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。以下この号、第二百二十七条第二項及び第二百五十条において同じ。）が五十億円未満の事業法人に対するエクスボージャーをいう。ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たつて当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合は、事業法人向けエクスボージャーのうち、当該事業法人の総資産が五十億円未満の事業法人に対するエクスボージャーをこれに含めることができる。

- 五十一　希薄化リスク　購入債権に係る契約の取消し若しくは解除、購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、購入債権が減少するリスクをいう。

- 五十二　適格債権担保　次の要件のすべてを満たす債権であつて、内部格付手法採用金庫に担保として供されたものをいう。

- イ　当初の満期が一年以内であり、被担保債権の債務者が第三者と行つた商取引に基づき支払を

受ける債権であること。

- 証券化、ローン・パートナーシップ又はクレジット・デリバティブに関連する債権ではないこと。

ハ 債務者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第一項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する関連法人等をいう。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であつて、次に掲げる性質をすべて有するものをいう。

イ 被担保債権の債務者のリスクが、当該不動産又は当該不動産に係るプロジェクト以外を原資とする債務者の返済能力に依存するものであること。

ロ 担保の目的である不動産の価値が、債務者の業績に大きく依存するものではないこと。
ハ 被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと。

五十四 適格その他資産担保 一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保及び適格ゴルフ会員権担保を総称していう。

五十五 ショート・ポジション 売持ちのポジションをいう。

五十六 ロング・ポジション 買持ちのポジションをいう。

五十七 購入事業法人等向けエクスポート 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポートをいう。

五十八 適格購入事業法人等向けエクスポート 適格購入事業法人等向けエクスポート
プールに属する購入事業法人等向けエクスポートをいう。

五十九 適格購入事業法人等向けエクスポート 次に掲げる性質をすべて有する購入事業法人等向けエクスポートによって構成された分散度の高いプールをいう。

イ 購入債権の譲渡人が独立した第三者であり、かつ、購入債権を譲り受けた内部格付手法採用金庫が直接又は間接に信用供与を行つたものでないこと。

ロ 購入債権の譲渡人と購入債権の債務者間における購入債権に関する取引が、独立した当事者

間における取引であること。

ハ 購入事業法人等向けエクスボージャーの譲受人が購入事業法人等向けエクスボージャーのブールからの元利払いの全額又は一部について権利を有すること。ただし、一部の場合は当該購入事業法人等向けエクスボージャーに係る他の権利者とエクスボージャーの額の割合に応じて比例配分する場合に限る。

六十 EliditioN 購入債権のブールに含まれるエクスボージャーの総額に対する希薄化リスク部分に相当する一年間の期待損失率をいう。

六十一 トッP・ダウN・アプローチ 第百四十五条第二項から第九項までに従つて、購入債権のPD又はLGDを推計する方法をいう。

六十二 購入リテール向けエクスボージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等（金庫の子法人等（労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第五条の一第一項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれるもの）が第三者から譲り受けたリテール向けエクスボージャーをいう。

六十三 購入債権のディスカウント部分 第三者から購入債権を購入した場合の当該債権の名目価額と取得価額との差額をいう。

六十四 裹付資産 証券化エクスボージャーに係る元利金の支払の原資となる資産を総称している。

六十五 信用補完機能を持つI/Oストリップス 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であつて、当該証券化取引に係る他の証券化エクスボージャーに対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

六十六 資産譲渡型証券化取引 証券化取引であつて、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュフローであるものをいう。

六十七 オリジネーター 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合

- ロ 第二者からエクスボージャーを取得する ABCP の導管体又はこれに類するプログラムのスponsaーである場合

六十八 クリーンアップ・コール 証券化エクスボージャーの投資家がその全額について支払を受ける前に、証券化目的導管体が残存する証券化エクスボージャーの買戻し又は償還を行うことができる権利をいう。

六十九 証券化目的導管体 証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。

イ 定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されるもの。

ロ オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

七十 契約外の信用補完等 証券化取引において、金庫が当該取引に係る契約上の義務でないにもかかわらず、当該取引に係る信用リスクを引き受けることにより証券化取引に関与する他の契約当事者に信用補完を行うことをいう。

七十一 合成型証券化取引 証券化取引であつて、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスボージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスボージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（融資枠契約及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

□ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するため、裏付資産の信用力の審査を行つてること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスボージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスボージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

七十三 市場が機能不全となつてている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となつてている場合（異なる取引に関する複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABCpの借換えを行う）ことができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。）に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となつている場合における証券化エクスボージャーの投資家に対する支払のために金庫から支払われる資金は、当該証券化エクスボージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスボージャーと同順位以上であること。

七十四 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの）をいう。以下この

号及び第七十七号において同じ。) が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。

ロ サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十五 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在する」と。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一定時点における金庫及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期に設定される」と。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十六 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十七 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービスへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクス・ボージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

第一章 連結自己資本比率

(算式)

第一条 金庫の自己資本比率のうち労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号。以下「法」といふ。）第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（次条において

「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目十補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーション・リスク相当額の合計額を

ハーベンントで除して得た額

(連結の範囲)

第二条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。」の場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは二号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社（法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）としている場合の当該子会社（第六条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第一項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八条の五第一項（第四号に掲げる会社（以下「保険会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第六条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子法人等の少数株主持分に相当する額（当該連結子法人等が資本勘定に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。ただし、会員勘定のうち当期純利益は、外部流出予定額（配

当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。第十二条において同じ。) を控除した額とする。

一 営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額(正の値である場合に限る。)

三 企業結合により計上される無形固定資産(前二号に該当するものを除く。第八条において同じ。)に相当する額(当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。)

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクス・ボージャー及びリテール向けエクス・ボージャーの期待損失額(第一百二十四条に定める期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。)の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第一条第十八号に規定するものをいう(以下この章において同じ。)。

(補完的項目)

第五条 第一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第一条の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあっては、第一百二十六条第一号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第一号ロに掲げる額については、第一百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあっては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十四条において同じ。）

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクス・ポージャー及びリテール向けエクス・ポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

五 期限付優先出資及び期限付優先株

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である金庫の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行つた後において当該金庫が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務

者である金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

(控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第一項に規定する合併等の際に保有することとなつた同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段（救済金融機関が労働金庫である場合において、労働金庫連合会が保有することとなつた当該労働金庫の資本調達手段を除く。）並びに労働金庫が保有している労働金庫連合会の資本調達手段を除く。以下この条及び第十五条において同じ。）（以下この条において「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額
- 二 労働金庫又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額
- イ 金融子会社（保険会社等を除く。）であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの
- ロ 当該金庫が法第五十八条の二第一項第一号若しくは第二号又は法第五十八条の五第一項第一号から第五号まで、第六号若しくは第八号に掲げる会社（法第五十八条の三第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十八条の五第一項第六号に定める会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）（保険会社を除く。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）

- 二 当該金庫が金融業務を営む会社を関連法人等（令第五条の二第二項に規定する関連法人等をいう。）としている場合における当該関連法人等（次条において「金融業務を営む関連法人等」という。）

三 第五十四条第二項第一号、第九十九条及び第一百五十二条第二項第一号の規定により控除される、
、」となる額

四 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十
パーセントに相当する額

五 第百四十一条第一項第一号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの

期待損失額

六 第二百二十三条（第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関に
とつて次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している金
庫の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に
掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額
が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号
の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 前条第一項第三号に掲げるもの及び これに準ずるもの	前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 前条第一項第四号及び第五号に掲げ るもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額
	イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げる ものの額を上回る場合における当該上回る額

（比例連結）

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の
各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第一号ニに係る部分に限

る。)にかかわらず、第一条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。以下この条において同じ。)により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法(連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。)を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。)(以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権又は出資の総額に占める割合をいう。以下同じ。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

四 当該金庫が当該金庫の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第八条 第一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあっては第十九条に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあっては第一百一十六条に定めるものをいう。

2 金庫は、営業権、連結調整勘定、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産（第百五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定、派生商品取引による資産、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引第五十四条又は第一百五十三条に規定する取引に係る未収金及び第六条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3 金庫は、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（オペレーションナル・リスク相当額の合計額）

第九条 第一条の算式においてオペレーションナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中

「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

- 3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

- 4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「当所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第六条の定める二つのにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

- 5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定める二つのにより控除される額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

第三章 単体自己資本比率

（算式）

- 第十一條 金庫の自己資本比率基準のうち法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目+補完的項目-控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を
ノハーベンツで除して得た額

(算出の方法等)

第十二条 単体自己資本比率は、金庫の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）に準じて作成することとする。

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益（財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章において同じ。）並びに次条第一項第二号及び第五号に掲げるものを除く。）から次の各号に掲げる額を控除したものとする。ただし、会員勘定のうち当期純利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

一 営業権に相当する額

二 企業結合により計上される無形固定資産（前号に該当するものを除く。第十六条において同じ。）に相当する額

三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

四 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものをいう（以下この章において同じ。）。

(補完的項目)

第十四条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあっては、第二百一十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入

することができるものとし、第一号口に掲げる額については、第一百一十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクス・ポージャー及びリテール向けエクス・ポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら当該金庫内の損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

五 期限付優先出資

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第二号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である金庫の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行つた後において当該金庫が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

- 3 第一項第二号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

(控除項目)

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

- 二 第五十四条第二項第一号、第九十九条及び第一百五十二条第二項第一号の規定により控除されることとなる額

三 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

- 四 第百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額
- 五 第一百一十三条（第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

- 2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している金庫の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 前条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額
イ	前条第一項第四号及び第五号に掲げるものの

(信用リスク・アセットの額の合計額)

うち、補完的項目に算入されないものの額
□ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げる
ものの額を上回る場合における当該上回る額

第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫については第十九条に定めるものを、内部格付手法採用金庫については第一百一十六条に定めるものをいう。

2 金庫は、営業権、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫については、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定、派生商品取引に係る資産、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3 金庫は、清算機関等に対するエクスボージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスボージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスボージャー

（オペレーションル・リスク相当額の合計額）

第十七条 第十一条の算式においてオペレーションル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使

用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用的開始日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫は、当該使用の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二條第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二條第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

第一節 総則

(標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第十九条 標準的手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、これに従う。

(非依頼格付の使用禁止)

第二十条 標準的手法採用金庫は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用してはならない。ただし、中央政府に付与されたものである場合には、この限りでない。

(格付等の使用基準の設定)

第二十一条 標準的手法採用金庫は、リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用の基準を設けるものとする。

2 標準的手法採用金庫は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としてはならない。

3 標準的手法採用金庫は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしなければならない。

4 以下の章及び第六章第二節第一款において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用金庫が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用金庫が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・

スコアがない場合には、無格付とする。

(個別格付が付与されていないエクスボージャーの取扱い)

第二十二条 標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーに対して個別格付が付与されていない場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該エクスボージャーは、当該各号に掲げる格付が付与されているものとみなすことができる。

一 当該エクスボージャーの債務者が負つている他の債務が無担保かつ個別格付が付与されている場合であつて、当該個別格付（短期格付を除く。以下この条において同じ。）に対応するリスク・ウェイトが、当該エクスボージャーを無格付とした際のリスク・ウェイトよりも小さく、かつ、当該エクスボージャーが当該無担保の債務に劣後しないとき。 当該個別格付

二 当該エクスボージャーの債務者に債務者信用力格付がある場合であつて、当該エクスボージャーが当該債務者の他の債務に劣後しないとき。 当該債務者信用力格付

2 前項に規定する場合において、債務者信用力格付又は標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーに劣後しない債務の個別格付が、当該エクスボージャーを無格付とした場合のリスク・ウェイトよりも大きいリスク・ウェイトに対応するものであるときは、当該債務者信用力格付又は個別格付が付与されているものとみなす。

(現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付)

第二十三条 前条の規定において、標準的手法採用金庫は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーと同一通貨建てのエクスボージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いてはならない。ただし、金庫の保有する現地通貨建てのエクスボージャーが国際開発銀行（第三十一条第二項の規定において零・パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

(複数の格付がある場合のリスク・ウェイト)

第二十四条 標準的手法採用金庫は、その保有するエクスボージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが二以上ある場合であ

つて、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならない。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

(信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い)

第二十五条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる場合その他の格付における評価の対象が標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーと異なることにより、当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合には、当該格付を用いてはならない。

一 格付における評価の対象が元本又は利息のみである場合であつて、当該標準的手法採用金庫のエクスボージャーが元本及び利息に及ぶとき。

二 個別格付が担保又は保証その他の信用リスクを削減する措置（第六節に規定する信用リスク削減手法として適格でないものを含む。以下この条において同じ。）を反映している場合であつて、当該標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャーに対して取られている信用リスクを削減する措置がこれと異なるとき又はそうした措置が取られていないとき。

第二節 リスク・ウェイト

(現金)

第二十六条 現金（外国通貨及び金を含む。）のリスク・ウェイトは、零。パーセントとする。

(中央政府及び中央銀行向けエクスボージャー)

第二十七条 中央政府及び中央銀行向けエクスボージャーのリスク・ウェイトは、格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百。パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分 (パーセント)	1—1	1—2	1—3	1—4	1—5	1—6
零						
二十						
五十						
百						
百						
百五十						

二 カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・ リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト (パーセント)	零	零	二十	五十	百	百	百	百五十

2 前項の規定にかかわらず、日本国政府及び日本銀行向けの円建てのエクスポートのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(国際決済銀行等向けエクスポートの)

第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行及び欧洲共同体向けのエクスポートのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(我が国的地方公共団体向けエクスポートの)

第二十九条 我が国的地方公共団体向けの円建てのエクスポート（特定の事業からの収入のみをもつて返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(我が国の中政府等以外の公共部門向けエクスポートの)

2 前項の場合を除き、我が国的地方公共団体向けのエクスポート（特定の事業からの収入のみをもつて返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第二十七条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(外国の中政府等以外の公共部門向けエクスポートの)

第三十条 外国の中政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポート（特定の事業からの収入のみをもつて返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する國の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十四条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(国際開発銀行向けエクスポートの)

第二十一条 国際開発銀行向けエクスポートのリスク・ウェイトは、格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとする。

る。

信用リスク区分 リスク・ウェイト (パーセント)	2—1 二十	2—2 五十	2—3 百	2—4 百	2—5 百五十
--------------------------------	-----------	-----------	----------	----------	------------

- 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧洲評議会開発銀行向けエクスボージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(我が国の政府関係機関向けエクスボージャー)

第三十二条 我が国の政府関係機関（特別の法律に基づき設立された法人（株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）向けの円建てのエクスボージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一 政府が過半を出資している法人

二 政府が出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。）の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

2 前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスボージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十四条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(地方三公社向けエクスボージャー)

第二十三条 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けの円建てエクスボージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

2 前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスボージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(金融機関向けエクスポートジャヤー)

第二十四条 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社及び日本郵政公社向けエクスポートジャヤーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中核政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分 リスク・ウェイト (パーセント)	0	1	2	3	4	5	6	7
二 カントリー・リスク・スコアの場合	三十 (パーセント)	二十 (パーセント)	五十 (パーセント)	百 (パーセント)	百 (パーセント)	五百 (パーセント)	三百五十 (パーセント)	三百四十 (パーセント)
	三十 (パーセント)	二十 (パーセント)	五十 (パーセント)	百 (パーセント)	百 (パーセント)	五百 (パーセント)	三百五十 (パーセント)	三百四十 (パーセント)
	三十 (パーセント)	二十 (パーセント)	五十 (パーセント)	百 (パーセント)	百 (パーセント)	五百 (パーセント)	三百五十 (パーセント)	三百四十 (パーセント)
	三十 (パーセント)	二十 (パーセント)	五十 (パーセント)	百 (パーセント)	百 (パーセント)	五百 (パーセント)	三百五十 (パーセント)	三百四十 (パーセント)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及び日本郵政公社に対する円建てのエクスポートジャヤーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が二月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項のエクスポートジャヤーが当該主体の資本調達手段である場合には、そのリスク・ウェイトは百パーセントとする。

(証券会社向けエクスポートジャヤー)

第二十五条 証券会社向けエクスポートジャヤーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）」を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。証券持株会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポートジャヤー)

第二十六条 法人等向けエクスポートジャヤー（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国における

これらに相当するものを含む。)に対するエクスボージャーをいう。ただし、第二十七条から前条までに規定するものを除く。以下同じ。)に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分 リスク・ウェイト (パーセント)	4—1 二十	4—2 五十	4—3 百	4—4 百	4—5 百五十
--------------------------------	-----------	-----------	----------	----------	------------

- 2 法人等向けエクスボージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。
ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(短期格付による例外)

第二十七条 前条の法人等向けエクスボージャーに対して短期格付が付与されている場合、同条の規定にかかわらず、当該エクスボージャーのリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分 リスク・ウェイト (パーセント)	5—1 二十	5—2 五十	5—3 百	5—4 百五十
--------------------------------	-----------	-----------	----------	------------

- 2 前項の規定により五十パーセント又は百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスボージャーの債務者に対して標準的手法採用金庫が短期かつ無格付のエクスボージャーを有する場合、当該短期かつ無格付のエクスボージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントを下回らないものとする。

- 3 標準的手法採用金庫は、第一項の規定により百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスボージャーの債務者について、他の無格付のエクスボージャーについても百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(法人等向けエクスボージャーの特例)

- 第二十八条 前二条の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスボージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。標準的手法採用金庫は、前項の規定を利用する場合又はやむを得ない理由によりその利用を中止

する場合、あらかじめその旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(中小企業等向けエクスボージャー及び個人向けエクスボージャーに係る特例)

第二十九条 標準的手法採用金庫は、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであつて、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスボージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額が一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスボージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスボージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2 前項各号において、標準的手法採用金庫が複数の中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一の債務者とみなす。

3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
(抵当権付住宅ローン)

第四十条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、住宅ローンが次の各号に掲げる要件のすべ

てを満たし、かつ、その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅ローンに係るエクス・ポージャー（以下「抵当権付住宅ローン」という。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。

一 抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イ 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）又は賃貸に供する目的のものであること。

ロ 抵当権が第一順位であること。ただし、住宅金融公庫その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、この限りでない。

二 当該エクス・ポージャーが抵当権により完全に保全されていること。

三 当該エクス・ポージャーが次のイからハまでに該当しないこと。

イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクス・ポージャー

ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクス・ポージャー

ハ 抵当権を設定した住宅の賃貸が現に行われておらず、かつ、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているエクス・ポージャー

（不動産取得等事業向けエクス・ポージャー）

第四十一条 第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかるらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクス・ポージャー、中小企業等向けエクス・ポージャー又は個人向けエクス・ポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。）のリスク・ウェイトは、第三十六条又は第三十七条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

（延滞エクス・ポージャー）

第四十二条 第二十七条から前条まで（第四十条を除く。）の規定にかかるらず、三月以上延滞エクス・ポージャー（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクス・ポージャーをいう。以下同じ。）及び第二十七条から前条まで（第四十条を除く。）の規

定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーについては、当該エクスポートヤーのリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるものとする。

当該エクスポートヤーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額の割合	リスク・ウェイト（パーセント）
二十パーセント未満	百五十
二十パーセント以上五十パーセント未満	百
五十パーセント以上	五十

- 2 前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポートヤー及び第二十七条から前条まで（第四十条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポートヤーが、抵当権又は売掛債権により完全に保全されており、かつ、当該エクスポートヤーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスポートヤーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

- 3 前二項において、標準的手法採用金庫は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

（抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポートヤー）

- 第四十三条 抵当権付住宅ローンに該当するエクスポートヤーが三月以上延滞エクスポートヤーである場合には、第四十条の規定にかかわらず、当該エクスポートヤーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

- 2 前項に規定する場合において、当該エクスポートヤーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が二十パーセント以上であるときは、当該エクスポートヤーのリスク・ウェイトは、五十パーセントとする。
- 3 前二項において、標準的手法採用金庫は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

（取立未済手形）

- 第四十四条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、取立未済手形のリスク・ウェイトは、二

十ペーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスボージャー)

第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスボージャーのリスク・ウェイトは、十ペーセントとする。

2 前項に規定する保証については、第九十八条及び第一百二条の規定は適用しないものとする。

(株式会社産業再生機構により保証されたエクスボージャー)

第四十六条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスボージャーのリスク・ウェイトは、十ペーセントとする。

2 前項に規定する保証については、第九十八条及び第一百二条の規定は適用しないものとする。

(出資等のエクスボージャー)

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、令第五条第五項第二号に規定する出資その他これに類するエクスボージャーのリスク・ウェイトは、百ペーセントとする。

(右記以外のエクスボージャー)

第四十八条 第二十六条から前条までの規定に該当しないエクスボージャーのリスク・ウェイトは、百ペーセントとする。

第二節 オフ・バランス取引

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十九条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛 目 (ペ ー セ ン ト)	オフ・バランス取引の種類	備 考

				零
				一 任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（第五号、第八号又は第九号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント
			二 原契約期間が一年以下のコマツトメント（第一号に規定するコマツトメントを除く。）	
			三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	
		四 特定の取引に係る偶発債務（第三号に該当するものを除く。）		短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいい、金庫が発行及び確認したものに適用する。
		五 NIF (Note Issuance Facilities) 又はRUF (Revolving Under-Writing Facilities)		特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンダバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。
		六 原契約期間が一年超であるコマツトメント（第一号に規定するコマツトメントを除く。）		NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、標準的手法採用金庫が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。
	七 信用供与に直接的に代替する偶發債務			信用供与に直接的に代替する偶發債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。
八 買戻条件付又は求償権付の資産売却				買戻条件付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、一定期間後又は一定の条件が発生した場合には売却した資産を買い戻すという特約の付されたものをいう。
				求償権付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき、売却を行った標準的手法採用金庫が損失の全部又

百 (パー セント)	掛 目 (パ ー セ ント)	オフ・バラン ス取引の種類
一 買戻条件付又は求償権付の資産 売却(当該資産の貸借対照表への計 上が継続される場合を除く。)		
二 先物資産購入、先渡預金、部分払 入		備 考

2 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

とみなし、第七号又は第十号に従つて取り扱うものとする。

(注2) 標準的手法採用金庫が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法採用金庫が行つたものとみなし、第七号又は第十号に従つて取り扱うものとする。

な複数の掛け目があるときは、当該複数の掛け目のうち最も低いものを適用するものとする。

(注1) 将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行つてある場合であつて、適用可能な複数の掛け目があるときは、当該複数の掛け目のうち最も低いものを適用するものとする。

九 先物資産購入、先渡預金、部分払 入株式の購入又は部分払込債券の 購入	<p>先物資産購入とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約(外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。</p> <p>先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいう。以下同じ。</p> <p>部分払込株式又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発行時に発行価格又は額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券の購入をいう。</p>
十 有価証券の貸付、現金若しくは有 価証券による担保の提供又是有価 証券の買戻条件付売却若しくは売 戻条件付購入	

込株式の購入又は部分払込債券の 購入(当該取引時点において取引対 象資産が貸借対照表に計上され 場合を除く。)
--

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低

下につき当該標準的手法採用金庫が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の四パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポートージャー方式、標準方式又は期待エクスポートージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替閏連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

- 2 前項の規定は、長期決済期間取引(有価証券、コモディティ又は外国通貨(以下「有価証券等」という。)及びその対価の受渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。))であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。)の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。
- 一 同時決済取引(有価証券等と資金を同時に決済する取引(レポ形式の取引に係るものを除く。)をいう。以下同じ。) 約定上の決済期日前の取引及び約定上の決済期日の経過後において支払又は引渡しが行われていない営業日数(以下「経過営業日数」という。)が四日以内の取引
 - 二 非同時決済取引(有価証券等と資金が同時決済でない取引(レポ形式の取引に係るものを除く。)をいう。以下同じ。) のうち、取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を反対取

引に先立つて行うもの 当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つて
いない取引

- 3 標準的手法採用金庫が第五十二条に定めるところにより期待エクスボージャー方式を用いる場合、
レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスボージャー方
式を用いて与信相当額を算出することができる。

- 4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条か
ら第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

- 一 クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用金庫の保有するエクスボージャー（マーケッ
ト・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合
二 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブのプロテクション提供者として前条第一項第
七号、第一百十条、第一百十二条又は第一百十三条の規定を適用する場合

（カレント・エクスボージャー方式）

第五十一条 標準的手法採用金庫がカレント・エクスボージャー方式を用いる場合は、次項及び第二
項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいづれかの額

- 一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らない
ものとする。

- 二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とする
ことができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいづれかの額

- 一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表
の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただ
し、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて
得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に
掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目を乗じて

得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分				掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一年超五年以内	五年超	五年以内	一・〇
金利関連取引	一年以内	一年超五年以内	五年超	五年以内	七・五〇
株式関連取引	一年以内	一年超五年以内	五年超	五年以内	一・五〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	一年超五年以内	五年超	五年以内	七・五〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	一年超五年以内	五年超	五年以内	一・五〇
	一年以内	一年超五年以内	五年超	五年以内	一・五〇
	一年以内	一年超五年以内	五年超	五年以内	一・五〇
	十五・〇	十二・〇	八・〇	七・〇	一・五

（注1）

特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、

当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛け目は〇・五パーセントを下限とする。

（注2） 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

（注3） 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

（注4） 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FX）、先物外國為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいいう。

（注5） 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び贵金属その他他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン・スワップ又は クレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法採用金庫がプロテクション提供者である場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用金庫は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に

準ずる外国の会社、証券会社及び証券持株会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち一番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準方式)

第五十二条 標準的手法採用金庫が標準方式を用いる場合は、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(\text{CMV} - \text{CMC}, \sum_{j=1}^J \left| \sum_i RPT_{ij} - \sum_i RPC_{ij} \right| \times CCF_j)$$

CMW は、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

計額

CMC は、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。）の時価の合計額

以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT_{ij} は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）j における取引 i のリスク

ク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

RPC_{ij} は、ヘッジ・セット j における担保 1 のリスク・ポジション

CCF_j は、ヘッジ・セット j に対する掛目

11 リスク・ポジション 次の二種類の算定による算出である。ただし、二種類の算定による
リスク・ポジションは算出されない。ただし、二種類の算出は、各々のリスクポジションによる
個別取扱いとするため算出額を算出しなければならない。

イ 債権型商品（債券及び預貸金等）以外のものを原資産とする場合、次の算出によるリスク・
ポジションを算出する。

$$\text{リスク} \cdot \text{ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

p_{ref} は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

v は、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場

合はその時価

p は、原資産の価格（v と同じ表示通貨による。）

ロ 債権型商品を原資産とする場合は支払部分である場合（クレジット・リーフォルト・スワップを除く）、次の算式によつてリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をもつて、以降）の支払部分は、金利リスクに
關してリスク・ポジションを算出するためを要しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

rは、金利水準

バクレバム・「オルト・スマップ」では、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = \text{想定元本額} \times \text{残存期間}$$

二 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいふ。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。」の場合において、それぞれの支払が同一

の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を「の取引とみなす」といふ。

2 グループ・セシットは、次の各号に従つて設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（政府債のうち適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1—2又は1—3であるもの、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関、証券会社及び証券持株会社の発行した債券等のうち第二十四条又は第三十五条の基準に照らして「十ペーセントのリスク・ウェイトとする」と認められてくるもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション）、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（個別リスクの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき

区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨⁽¹⁾とに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参考資産の発行体⁽²⁾）とに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品⁽³⁾とに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体⁽⁴⁾と又はインデックス⁽⁵⁾と

ロ 貴金属 同一の貴金属⁽⁶⁾と又はインデックス⁽⁵⁾と

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利⁽⁷⁾と

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。）同一のコモディティ⁽⁸⁾と又はインデックス⁽⁵⁾と
四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨⁽¹⁾とに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCF_j は、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、 CCF_j は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産 (パーセント)	金 株式 貴金属（金を除く。） 電力 コモディティ（貴金属及び電力を除く。）
五	
七	
八・五	
四	
十	

二 負債性商品を原資産とする場合、 CCF_j は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛け目とする。

原資産 (パーセント)	個別リスクの低い負債性商品 (クレジット・デフォルト・スワップに係るリスト・ポジションに限る。) その他
○・六	
○・三	
○・一	

三 外国為替に関する CCF_j は、二・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、 CCF_j は十パーセントとする。

（期待エクスピージャー方式）

第五十三条 標準的手法採用金庫は、金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エクスピージャー方式

を用いて与信相当額を算出することができる。

2 標準的手法採用金庫が期待エクスピージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

第五節 未決済取引

(未決済取引)

第五十四条 標準的手法採用金庫は、同時決済取引について経過営業日数が五日以上となつた場合は、次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを当該取引の再構築コスト（有価証券等の渡し方の場合は約定額から当該取引の有価証券等の時価を控除した額をいい、有価証券等の受け方の場合には当該取引の有価証券等の時価から約定額を控除した額をいう。ただし、いずれも零を下回らないものとする。以下この節及び第五章第三節第八款において同じ。）に乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とする。

経過営業日数	リスク・ウェイト (パーセント)
五日以上十五日以内	百
十六日以上三十日以内	六百一十五
三十一日以上四十五日以内	九百三十七・五
四十六日以上	一千一百五十

2 標準的手法採用金庫は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に對して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

- 一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とする。
- 二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。
- 3 標準的手法採用金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスボージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第二十七条から第二十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

- 4 第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、外部の決済システムの全体的な障害に起因するものがある場合、標準的手法採用金庫は、その日数を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。

第六節 信用リスク削減手法

第一款 総則

(信用リスク削減手法の適用)

第五十五条 この節において、信用リスク削減手法とは、第六十四条又は第六十五条に規定する適格金融資産担保、第九十二条の条件を満たす貸出金と自組合貯金の相殺、第九十三条、第九十四条及び第九十七条の条件を満たす保証並びに第九十三条及び第九十五条から第九十七条までの条件を満たすクレジット・デリバティブを総称している。

2 標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額の算出において、信用リスク削減手法を適用することができる。

3 信用リスク削減手法を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、信用リスク削減手法を適用しない場合の信用リスク・アセットの額を上回る場合には、標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を適用することを要しない。

(格付の使用)

第五十六条 適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合には、標準的手法採用金庫は、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用してはならない。

2 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみの償還可能性を評価した格付を用いてはならない。

(開示)

第五十七条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を適用するためには、金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を開示しなければならない。

(法的有効性の確保)

第五十八条 リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に関するすべての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連するすべての法律に照らして有効なものでなければならない。

2 標準的手法採用金庫は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証しなければならない。

第二款 適格金融資産担保付取引に共通する事項

(定義)

第五十九条 適格金融資産担保付取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいう。

(手法の選択)

第六十条 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用するために、簡便手法又は包括的手法のいずれかを用いなければならない。

(担保の管理)

第六十一条 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たさなければならない。

一 当該標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要なすべての措置を講じていること。

二 当該標準的手法採用金庫は、担保権の実行を可能とする事が発生した場合に、取引相手又は適格金融資産担保の管理の受託者に対して、適格金融資産担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。

三 当該標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、適切な内部手続を設けていること。

四 適格金融資産担保の管理が第三者に委託されている場合、当該標準的手法採用金庫は、受託者が当該適格金融資産担保と受託者自身の資産を分別管理していることを確認していること。

(担保の相関)

第六十二条 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合、標準的手法採用金庫は、これを信用リスク削減手法として用いてはならない。

(オフ・バランス取引の担保)

第六十三条 標準的手法採用金庫は、第四十九条第一項第十号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しく是有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第六十五条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 現金及び自金庫預金（金庫がエクス・ボージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合を含む。以下同じ。）

二 金

三 日本国政府若しくは我が国的地方公共団体が発行する円建での債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零ペーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

- イ 中央政府、中央銀行、我が国的地方公共団体及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1—4以上であるものロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（金融機関又は証券会社（第二十五条の規定に該当するものに限る。）の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。）が2—2又は4—3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（金融機関又は証券会社（第三十五条の規定に該当するものに限る。）の発行する債券に付与された格付については、第二十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。）が5—3以上である短期の債券

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの
イ 発行者が第三十四条又は第三十五条に掲げる主体であること。

ロ 取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場又は外国有価証券市場において売買されていること。

ハ 劣後債権でないこと。

二 発行者が負つている同順位の債務に対し、適格格付機関が、4—3又は5—3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

ホ 標準的手法採用金庫が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4—3又は5—3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

ヘ 当該債券に十分な流動性があること。

六 指定国の代表的な株価指数（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令別表第六の指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ 投資対象が簡便手法において担保適格となる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十五条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。

一 上場株式であつて、指定国の代表的な株価指数を構成しない株式を発行して当該会社の株式等
一一 次に掲げるすべての条件を満たす投資信託等

イ 投資対象が前条に掲げる資産及び前号の株式等に限定せられてゐる。ただし、当該投資信

託等が投資していく資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用ひるのを妨げない。
ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されなくてはならぬ。

第二款 包括的手法

第一目 総則

(所要回収資本の額の計算)

第六十六条 標準的手法採用金庫は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポートージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポートージャー額」といへ。）を、ボラティリティ調整率（エクスポートージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポートージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式によつて算出しなければならない。

$$E^* = E \times (1 + H_E) - C \times (1 - H_C - H_{Fx})$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポートージャーの額

H_Eは、エクスポートージャーが第四十九条第一項第十号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

H_Cは、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

H_{Fx}は、エクスポートージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

整率

（複数の適格金融資産担保に対するボラティリティ調整率）

第六十七条 前条において、エクスポートージャーに対し複数の適格金融資産担保が差し入れられてゐる場合には、標準的手法採用金庫は、次の算式により算出したボラティリティ調整率を当該複数の適

格金融資産担保の総額に対して適用する」とかかる。

$$H = \sum_i a_i H_i$$

H_iは、複数の適格金融資産担保の総額に対して適用するボラティリティ調整率

a_iは、各適格金融資産担保の額が複数の適格金融資産担保の総額に占める割合

H_iは、各適格金融資産担保に対応するボラティリティ調整率

- 2 前項の規定は、標準的手法採用金庫が取引相手に対して複数の資産を担保として差し入れている場合に準用する。」の場合において、前項中「適格金融資産担保」であるのは「資産」と読み替えられるものとする。

(ボラティリティ調整率の種類)

- 第六十八条 標準的手法採用金庫は、ボラティリティ調整率について、第一目に定める標準的ボラティリティ調整率又は第二目に定める自金庫推計ボラティリティ調整率を用いるものとする。ただし、自金庫推計ボラティリティ調整率を用いる場合には、金融庁長官及び厚生労働大臣による承認の取消しがなされない限り、重要性のないポートフォリオにおける取引を除き、推計が可能なすべての取引についてこれを継続して用いなければならぬ。

第一目 標準的ボラティリティ調整率

(標準的ボラティリティ調整率)

- 第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下「」の目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のとき用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に 対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率 (パーセント)	特定の発行体の場合 (パーセント)		特定の発行体以外の発 行体の場合 (パーセント)
			一年以下	一年超五年以下	
信用リスク区分が1— 1、2—1、4—1若 しくは5—1の場合又 は第六十四条第三号の 条件を満たす場合	一年以下	〇・五	一	二	四
信用リスク区分が1— 2、1—3、2—2、 4—2、4—3、5— 2若しくは5—3の場 合又は第六十四条第五 号の条件を満たす場合	一年超五年以下	一	二	八	一
信用リスク区分が1— 4又は2—3の場合	五年超	四	六	十二	一
すべての期間	十五	六	一	—	—

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、

欧州中央銀行、欧州共同体及び零。パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀

行をいう。以下この節において同じ。）及び我が国の地方公共団体をいう。

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合

その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
指定国の代表的な株価指数を構成する株式を發 行する会社の株式等及び金	十五。パーセント
上場株式（指定国の代表的な株価指数を構成す る株式を発行する会社の株式等を除く。）	二十五。パーセント
投資信託等	投資信託等の投資対象に適用されるボラティリ ティ調整率のうち最も高いもの
現金及び自金庫預金	零。パーセント
適格金融資産担保以外の資産（当該資産につい て第四十九条第一項第十号に定める与信相当額 を算出する場合に限る。以下同じ。）	二十五。パーセント

2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用金庫が、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、八。パーセントとする。

第二目 自金庫推計ボラティリティ調整率

(自金庫推計ボラティリティ調整率の使用の承認)

第七十条 標準的手法採用金庫は、金融厅長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合に、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自金庫推計ボラティリティ調整率を用いることができる。

(承認申請書の提出)

第七十一条 自金庫推計ボラティリティ調整率の使用について前条の承認を受けようとする標準的手法採用金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融厅長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 理由書
 - 2 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 3 ボラティリティ調整率について自金庫推計を行う方法及び当該推計値の利用方法が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 4 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (自金庫推計の承認の基準)

第七十二条 金融厅長官及び厚生労働大臣は、第七十条の規定に基づき、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自金庫推計ボラティリティ調整率を用いることを承認するときは、当該標準的手法採用金庫の推計が定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - 1 ボラティリティ調整率の推計に用いられる資産のボラティリティ及び保有期間に係るデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。
 - 2 リスク管理指針についての文書が作成され、その遵守態勢が確立していること。

三 次の事項が、定期的に内部監査により確認されていること。

イ 第一号に規定するデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

こと。

ロ ボラテイリティ調整率を推計する過程に関する重要な変更が行われた場合、その変更が妥当なものであること。

ハ ボラテイリティ調整率の推計を行うべき対象を確定するために、標準的手法採用金庫が行っている適格金融資産担保付取引の状況に関する適切なデータが把握されていること。

ニ ボラテイリティ調整率の推計で用いるデータが適時に入手され、一貫性及び信頼性を有すること。

ホ ボラテイリティ調整率の推計の前提が適切であること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関が債券に1—3、2—3、4—3又は5—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与している場合、債券に関する発行者の種別、格付、残存期間及び修正デュレーションを勘案した債券の区分ごとにボラテイリティ調整率を推計していること。ただし、推計値は、当該標準的手法採用金庫が実際に保有する債券又は当該標準的手法採用金庫に担保として差し入れられた債券に基づくものでなくてはならない。

二 適格格付機関が1—3、2—3、4—3若しくは5—3以上の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与している債券、株式等、投資信託等又は適格金融資産担保以外の資産に係るボラティリティ調整率を、個別の資産について推計していること。

三 適格金融資産担保とエクスボージャーの通貨が異なる場合には、当該適格金融資産担保の表示通貨建ての価格のボラテイリティ調整率及び当該表示通貨とエクスボージャーの通貨の間の為替レートの間の相関を反映せず、ボラテイリティ調整率を個別に推計していること。

四 ボラティリティ調整率の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

五 保有期間の設定に当たって信用リスクの高い資産の流動性が考慮されていること。

六 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が一年以上であること。

七 ボラテイリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛け目を乗じて得たものの平均が六月以上であること。

八 ボラテイリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データが、三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

(変更に係る届出)

第七十三条 自金庫推計ボラテイリティ調整率の使用について第七十条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用金庫は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用金庫のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七十四条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用金庫が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、自金庫推計ボラテイリティ調整率を継続して適用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法採用金庫について第七十条の承認を取り消すことができる。

第四目 ボラテイリティ調整率の調整

(ボラテイリティ調整率の調整)

第七十五条 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合、標準的手法採用金庫は、最低保有期間によるボラテイリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラテイリティ

イ調整率の調整を行わなければならぬ。

- 2 前項に定める「最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」ヒューバー）に基づき、第一号の算式を用いて行つるものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 一十営業日

- 一一 「最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整」を行つたための式は、次に定めるものとする。
ル。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つてある場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_M は、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）

H_N は、調整対象となるボラティリティ調整率

T_N は、 H_N を算出するために用いた保有期間

- 3 第一項に定める「担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整」は、次の式を用いて行つるものとする。

$$H = H_m \sqrt{\frac{N_k + (T_m - 1)}{T_m}}$$

Hは、当該取引に適用すべきボラティリティ調整率

N_k は、前項第一号イ若しくはロの取引の担保額調整又は同号ハの取引の時価評価の間隔（営業日数）

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第七十六条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用する必要を要しない。

- 一 ハクスピーボージャー及び適格金融資産担保の双方が、現金、自金庫預金又は中央政府等及び我が国的地方公共団体の発行する債券のうち標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものである」と。
- 二 エクスポートジヤー及び適格金融資産担保が、同一の通貨建てである」と。
- 三 当該取引が取引の実行日の翌営業日に終了する」と又は標準的手法採用金庫がエクスポートジヤーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服している」と。
- 四 取引相手が担保額調整に係る義務を履行せず、担保の処分を行う場合、当該担保額調整のために行つた時価評価の日から担保の処分が可能となるまでの日数が四営業日以内である」と。
- 五 当該取引の決済を処理するために用いている外部のシステムの信頼性が確保されている」と。
- 六 当該取引が、中核的市場参加者間で同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たした取引となつていて」と。
- 七 取引相手が現金又は証券を引き渡す義務、追加担保を提供する義務その他の義務を履行しない場合に当該標準的手法採用金庫が当該取引を直ちに終了可能である」とが、文書で明示されてい

ること。

- 八 当該標準的手法採用金庫が取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法採用金庫が、直ちに担保を処分する権利を有していること。

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

- 二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、日本郵政公社、第三十五条においてリスク・ウェイトが規定されている証券会社及び証券持株会社、証券取引法第二条第二十二項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第二号に基づき金融庁長官が指定する短資金会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

- 三 銀行法第十六条の二第一項第五号及び第九号に規定するもののうち、二十ペーセントのリスク・ウェイトが適用される会社

- 四 自己資本規制又は借り入れ若しくは派生商品取引の利用による投資効果の拡大を制限する規制が適用されている投資信託等

- 五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会

- 六 証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関

（外国におけるレポ形式の取引）

- 第七十七条 標準的手法採用金庫が外国通貨建ての債券を用いてレポ形式の取引を行う場合、ボラティ

- イリティ調整率を適用不要とする範囲は、当該通貨の発行国における基準に従う。

- 第六目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティ

リティ調整率の使用

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用)

第七十八条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式

の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案する。レポ形式

一 当事者の一方に取引を終了せんとするがために事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す）

義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の

決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令その他

（これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契

約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とする。レポ形式

。

一 前号に規定する場合において、当該他方の当事者による担保の返却か処分が認められない。

（計算方法）

第七十九条 標準的手法採用金庫は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポート・ジャーライフを次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + \Sigma (E_S \times H_S) + \Sigma (E_{Fx} \times H_{Fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引のリスク削減手法適用後エクスポート・ジャーライフ（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスポート・ジャーライフの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

E_S は、証券ごとのネット・ポジションの額の絶対値

H_S は、当該証券に適用すべきボラティリティ調整率

E_{Fx} は、ネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

H_{Fx} は、エクスポート・ジャーライフ担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

第七目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスボージャー変動額推計モデルの使用

(エクスボージャー変動額推計モデルの使用の承認)

第八十条 前条の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、第七十八条の条件を満たす場合であつて、金融厅長官及び厚生労働大臣の承認を受けたときは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、当該標準的手法採用金庫のエクスボージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アツト・リスクと同様の方法を用いてエクスボージャー変動額（複数のレポ形式の取引におけるネッティング後のエクスボージャーの変動額をいう。以下この目において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を算出することができる。ただし、当該モデルを用いる場合には、金融厅長官及び厚生労働大臣による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

（承認申請書の提出）

第八十一条 エクスボージャー変動額推計モデルの使用について前条の承認を受けようとする標準的手法採用金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融厅長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 前項第一号に規定する責任者の履歴書
 - 三 エクスボージャー変動額推計モデル及びその運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、第八十条の規定に基づき、エクスボージャー変動額推計モデルの使用を承認するときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスボージャー変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「エクスボージャー変動額の管理部署」という。）が、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 エクスボージャー変動額の管理部署は、適切なバック・テスティング（次条第一項に定めるところにより、エクスボージャー変動額推計モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（エクスボージャー変動額推計モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合におけるエクスボージャー変動額に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 標準的手法採用金庫の理事（法第二十四条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 エクスボージャー変動額推計モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五 エクスボージャー変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六 レポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスボージャー変動額の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

二 取引対象資産の保有期間（エクスボージャー変動額の推計値を算出する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目において同じ。）が、五営業日以上であること。ただし、五営業日を下回る保有期間にによって算出したエクスボージャー変動額の推計値を次の算式により

換算した数値を、保有期間を五営業日として算出した数値とみなす」とができない。

$$\text{エクスボージャー変動額の推計値 } (t) \times \sqrt{\frac{5}{t}}$$

エクスボージャー変動額の推計値 (t) は、保有期間を t 営業日として算出したエクスボージャー変動額（ただし、 t が五を下回る場合に限る。）

三 エクスボージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、一年以上である以上。

四 エクスボージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛け目を乗じて得たものの平均が、六月以上である以上。

五 エクスボージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが二月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われている以上。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

4 標準的手法採用金庫は、推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合、前項第一号に定める保有期間を五営業日よりも長い期間としなければならない。

第八十三条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、エクスボージャー変動額推計モデルの使用を承認するに当たり、前条に定める基準のほか、エクスボージャー変動額推計モデルの検証に係る追加的な基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項に規定する追加的な基準は、検証の適切性の確保の観点から、金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものとする。

(計算方法)

第八十四条 エクスボージャー変動額推計モデルを用いる場合、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額を次のように算式により算出する。

$$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポート変動額推計モデルによるエクスポート変動額の推計}[\text{値}])$$

E^* は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポート額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスポートの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

（変更に係る理由）

第八十五条 エクスポート変動額推計モデルの使用について第八十条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

一一 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

二 第八十二条及び第八十三条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用金庫は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさない」とが当該標準的手法採用金庫のリスクの観点から重要なない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

3 第一項第二号に規定する場合において、標準的手法採用金庫は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を得るまでの間は、エクスポート変動額推計モデルに代えて第七十九条の定める以外のレポ形式の取引に係るエクスポートを算出しなければならない。

（承認の取消し）

第八十六条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用金庫が同条第一項に定める提出義務を怠った場合において、エクスポート変動額推計モデルを継続して使用せることが不適当と判断したときは、当該標準的手法採用金庫について第八十条の承認を取り消すことができる。

(その他資本市場取引への準用)

第八十七条 第八十一条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。」の場合において、第八十一一条第一項第一号及び第四項中「五」であるのは「十」と「5」であるのは「10」と読み替えるものとする。

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

第八十八条 標準的手法採用金庫が包括的手法を適用する場合であつて、先渡し、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるかのエクスポートヤーの額は、次のように算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十二条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_A は、 H_C （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及び H_{Fx} （エクスポートヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

額

2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRCは第五十二条第二項第一号に定めるネット再構築コスト、また、アドオンは同条第三項第一号に定めるネットのアドオンとする。

MQ^o

3 前項に規定する場合において、第一項の H_{Fx} は、当該相対ネッティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるときに適用するものとする。

第四款 簡便手法

(前提条件)

第八十九条 標準的手法採用金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合、次の条件を満たさなければならぬ。

- 一 エクス。ボージャーの残存期間が、当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。
- 二 当該適格金融資産担保が、少なくとも六月に一回以上再評価されること。

(計算方法)

第九十条 簡便手法においては、標準的手法採用金庫は、エクス。ボージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用する。ただし、次条に掲げる場合を除き、リスク・ウェイトは二十パーセントを下回らないものとする。

(二十。パーセント・フロアの適用除外)

第九十一条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

- 一 第七十六条に該当するレポ形式の取引であるとき。 零。パーセント
- 二 レポ形式の取引であつて、取引相手が中核的市場参加者に該当しないことを除き第七十六条の条件を満たすとき。 十。パーセント
- 三 派生商品取引に係るエクス。ボージャー（カレント・エクス。ボージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法採用金庫が毎営業日に時価評価を行つている場合において、現金又は自金庫預金が担保であるとき。 零。パーセント
- 四 前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零。パーセントのとき。 十。パーセント
- 五 エクス。ボージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次のイ又はロに該当するとき（レポ形式の取引又は派生商品取引である場合を除く）。 零。パーセント
- イ 担保が現金又は自金庫預金であること。
- ロ 担保が中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券であつて、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零。パーセントであり、かつ、担保価額を時価の八十。パーセント以下としていること。

第五款 貸出金と自金庫預金の相殺

(貸出金と自金庫預金の相殺)

第九十二条 標準的手法採用金庫は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自金庫預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自金庫預金の通貨が同一でない場合には、第六十九条第一項又は第七十二条第三項第三号に定めるところに従つて、担保とエクスボージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

- 一 当該標準的手法採用金庫は、取引相手（相殺の対象となる自金庫預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関する国において貸出金と自金庫預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
- 二 当該標準的手法採用金庫が、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自金庫預金をいずれの時点においても特定することができること。

三 自金庫預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

四 関連するエクスボージャーについて、貸出金と自金庫預金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

2 前項に定めるボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。ただし、最低保有期間は十営業日とする。

第六款 保証及びクレジット・デリバティブ

第一目 適格要件

（保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件）

第九十三条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一 保証又はクレジット・デリバティブが、保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となつてゐること。

二 被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブの対象となしうる債権の範囲が明らかになつてゐること。

三 当該標準的手法採用金庫が保証若しくはクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合又は第百四条第一号イに基づく取扱いを行う場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。

四 被保証債権又は原債権の債務者の信用度が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。

五 保証又はクレジット・デリバティブ契約の文書が作成されてゐること。

六 保証又はクレジット・デリバティブは、被保証債務について支払不履行が生じた場合又はクレジット・デリバティブについて第九十五条第一号に規定する事由（第九十六条を適用する場合においては、第九十五条第一号イ又はロに規定する事由）が生じた場合に、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。

（保証に関する条件）

第九十四条 標準的手法採用金庫が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- 一 保証債務を履行すべき事由が生じた場合、標準的手法採用金庫は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿つた支払の形態を取るものも含む。）を請求できること。
- 二 被保証債権の債務者が標準的手法採用金庫に支払うべき債務のうち、手数料、利息その他の元本以外のもの（以下「元本以外の関連債務」という。）も保証の対象としていること。

- 2 前項第二号の規定にかかわらず、被保証債務が元本のみである場合には、標準的手法採用金庫は、元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第百条の規定により取り扱うことがあ

きる。

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第九十五条 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第九十三条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一 当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ 原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）

ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ 原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの

二 プロテクション提供者が前号に掲げる事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。

三 第一号に掲げる事由の発生に基づく決済のために、当該標準的手法採用金庫がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であつて、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意は理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。

四 当該標準的手法採用金庫は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行いうるものであつてはならない。

五 原債権が決済のための参考債務に含まれていない場合には、決済のための参考債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参考債務の債務者が同一であり、

かつ、決済のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等（原債権について第一号に掲げる事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを可能とする条項をいう。次号において同じ。）が設けられていること。

六 原債権が信用事由判断のための参照債務に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断のための参照債務と原債権の債務者が同一であり、かつ、信用事由判断のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等が設けられていること。

七 当該クレジット・デリバティブが、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ又はトータル・リターン・スワップであること。ただし、当該標準的手法採用金庫が当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していることを要する。

（条件の一部を満たさない場合）

第九十六条 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないと除き前条に掲げるすべての条件を満たす場合、標準的手法採用金庫は、前条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする。

（保証人及びプロテクション提供者の適格性）

第九十七条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十四条又は第三十五条に掲げる主体

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含

む。)

第二目 計算方法等

(計算方法)

第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用金庫は、エクスボーナーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用金庫の保有するエクスボーナーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(比例的な保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百条 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証による被保証部分又はクレジット・デリバティブによってプロテクションが提供されている部分がエクスボーナーより小さい場合であつて、当該標準的手法採用金庫と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失をエクスボーナーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する形で負担するときは、標準的手法採用金庫は、エクスボーナーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百一条 標準的手法採用金庫がエクスボーナーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分

割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用金庫が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(エクスポートジャーナーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第百二条 保証又はクレジット・デリバティブの通貨がエクスポートジャーナーの通貨と一致しない場合における保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額は、次の式により算出された額とする。

$$G_a = G \times (1 - H_{fx})$$

Gaは、調整後の保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

Gは、保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

H_{fx}は、保証又はクレジット・デリバティブの通貨とエクスポートジャーナーの通貨が一致しない場合に適用するボラティリティ調整率

2 標準的手法採用金庫は、前項のボラティリティ調整率について第七十五条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。」の場合において、最低保有期間は十営業日とし、同条第一項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日よりも長い場合において行うものとする。

3 前項に定める事項を除き、ボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。

(中央政府等又は我が国的地方公共団体による再保証等)

第百三十三条 エクスポートジャーナーに対する保証について、中央政府等又は我が国的地方公共団体が再保証を行っている場合には、標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たすときに限り、当該保証を中央政府等又は我が国的地方公共団体によるものとして扱う」とがである。

一 中央政府等又は我が国的地方公共団体による再保証が、保証の対象である債務のうち「元本以外の関連債務もその対象としている」と

一一 エクスポートジャーナーに対する保証及び中央政府等又は我が国的地方公共団体による再保証が、そ

れぞれ保証の適格要件のすべてを満たしていること。ただし、中央政府等又は我が国的地方公共団体による再保証は第九十三条第一号及び第一号の要件を満たすことを要しない。

三 中央政府等又は我が国的地方公共団体による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等又は我が国的地方公共団体が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

2 前項の規定は、中央政府等又は我が国的地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完が、保証と同等の効果を提供している場合について準用することができる。

第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクス・ボージャーの残存期間を下回る場合の扱い

（残存期間の定義）

第一百四条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法を使用する場合、次の各号の規定に従い、エクス・ボージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、ともに保守的な値としなければならない。

一 エクス・ボージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考えうるものの中最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益喪失させるまでに必要な期間をいう。以下同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めなければならない。

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用金庫の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクス・ボージャーの最終支払期日において当該延長を行いうるものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次のイ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いなければならない。

イ 信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

□ 信用リスク削減効果を終了させる権利を当該標準的手法採用金庫が保有し、終了せない場合に当該標準的手法採用金庫が信用リスク削減効果を早期に終了させる相応の動機（信用リスク削減効果を維持するための費用が被保証人又は原債権の債務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものと想定）を持つ場合は、信用リスク削減手法の残存期間は当該終了が可能となる（最初の期日まで）。

（信用リスク削減手法の残存期間の下限）

第百五条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポートジャーナーの残存期間を下回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合、当該信用リスク削減手法を適用することができない。

- 一 信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、信用リスク削減手法の残存期間が一年を下回る。

二 信用リスク削減手法の残存期間が三月以下となつたとき。

（計算方法）

第百六条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポートジャーナーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整しなければならない。

$$Pa = P \times \{(t - 0.25) / (T - 0.25)\}$$

Paは、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

Pは、信用リスク削減手法の額（第百二条に定めるところによりボラティリティ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

tは、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。ただし、tがTよりも大きい場合にはTを用いる。

Tは、エクスポートジャーナーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポートジャーナーの残存期間が五年を超える場合には、五を用いる。

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い

(複数の信用リスク削減手法)

第一百七条 標準的手法採用金庫は、一のエクスポート・ジャーニーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、エクスポート・ジャーニーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポート・ジャーニーとに一の信用リスク削減手法を用いなければならない。

(同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百八条 一の主体が一のエクスポート・ジャーニーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であって、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準的手法採用金庫は、エクスポート・ジャーニーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割しなければならない。

第一目 フアースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

(プロテクションを取得した場合)

第一百九条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法としてフアースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該クレジット・デリバティブによるプロテクションの提供対象となりうるエクスポート・ジャーニーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスポート・ジャーニーに限り、信用リスク削減効果を勘案することができる。

(プロテクションを提供した場合)

第一百十条 標準的手法採用金庫がフアースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによつてプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用金庫は、当該プロテクションの提供に係るエクスポート・ジャーニーについて第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用金

庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのリスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗することにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第二目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等

(プロテクションを取得した場合)

第一百十一条 標準的手法採用金庫は、信用リスク削減手法としてセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、次の各号に定める場合に限り、当該各号に定める扱いをすることができる。

- 一 標準的手法採用金庫が、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに加え、プロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーと同じくするファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを取得している場合 プロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーのうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が一番目に小さい一のエクスボージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。
- 二 プロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーのいずれか一について既に信用事由が発生している場合 プロテクションの提供対象となりうるエクスボージャーであつて信用事由の発生していないもののうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

(プロテクションを提供した場合)

第一百十二条 第百十条の規定は、標準的手法採用金庫がセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・

トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百十三条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

第五章 信用リスクの内部格付手法

第一節 総則

第一款 承認手続等

(内部格付手法の承認)

第一百四条 金庫は、金融厅長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合に、内部格付手法を用いることができる。

(承認申請書の提出)

第一百十五条 内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融厅長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 三 信用リスク管理指針
- 四 内部格付手法実施計画

五 先進的内部格付手法移行計画（基礎的内部格付手法採用金庫が新たに先進的内部格付手法採用

金庫としての承認を申請する場合に限る。)

六 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。た

だし、先進的内部格付手法採用金庫が一部の事業単位又は資産区分（同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー、その他リテール向けエクスボージャー及び株式等エクスボージャーをいう。以下この章において同じ。）においてLGD及びEADの自金庫推計値を使用しないことを妨げない。

一 内部格付手法を適用する範囲及び同手法の適用を開始する日

二 内部格付手法の適用を除外する予定の事業単位又は資産区分

4 第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、事業法人等向けエクスボージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載しなければならない。ただし、一部の事業単位又は資産区分についてLGD及びEADの自金庫推計値を使用しないことを妨げない。

（予備計算）

第一百六条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする金庫は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度（第一百五十五条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前事業年度の中間予備計算報告書を作成しなければ代えて、当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成しなければ

ならない。

2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする金庫は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に届出を行わなければならない。

3 金庫は、承認申請書の提出に先立つて、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後二月以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(承認の基準)

第一百十七条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 基礎的内部格付手法採用金庫として承認する場合は、第四節第一款から第六款までに規定する最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立つて三年以上にわたり使用しており、同節第七款及び第八款に規定する最低要件を内部格付手法の使用を開始する日以降満たすことが見込まれ、かつ、内部格付手法実施計画が合理的なものであること。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。

二 先進的内部格付手法採用金庫として承認する場合は、第四節第五款第四目から第六目までに規定するLGD及びEADの自金庫推計値を利用するための最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立つて三年以上にわたり使用していること、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画が合理的なものであること並びに前号の基準を満たすこと。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。

(変更に係る届出)

第一百十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第四節第一款から第八款までに規定する最低要件を満たさない事由が生じた場合

2 前項(第二号に掲げる事由が生じた場合、内部格付手法採用金庫は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該金庫のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第一百十九条 金融厅長官及び厚生労働大臣は、前条第一項(第二号に規定する場合であつて、内部格付手法を用いて信用リスク・アセツトの額を算出することが不適当と判断したときは、第一百四十四条の承認を取り消すことができる。

第二款 段階的適用等

(内部格付手法の適用)

第一百二十条 内部格付手法採用金庫は、すべてのエクスポートージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごとに又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、自金庫の信用リスク・アセツトに関連する事業の大部分にわたる企業分割その他の特段の事情がある場合は、金融厅長官及び厚生労働大臣の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(先進的内部格付手法への移行)

第一百二十二条 先進的内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従つて、事業法人等向けエクスポートージャーのLGD及びEADを推計しなければならない。

(適用除外)

第一百二十三条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセツトの額を算出するに当たつて重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の事項に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセツトの額の合計額が内部格

付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

- 2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポージャーの直近一年間ににおける平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロットティング・クライテリアの利用)

第一百二十三条 内部格付手法採用金庫は、第一百二十七条第二項及び第五項に基づきスロットティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付けの区分²⁾とに利用しなければならない。

第二節 期待損失の取扱い

(期待損失額)

第一百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー（第一百二十七条第二項及び第五項によりスロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第一百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。）、リテール向けエクスポージャー（第一百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものと除く。）及び第一百四十二条第九項に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーの PD、LGD 及び EAD を乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第一百九十二条第六項に定める EL_{default} に EAD を乗じた額とする。

- 2 第一百二十七条第三項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次

の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従つて、優に割り当たれ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当たれ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

リスク・ウェイト (パーセント)	優	良	可	弱い	デフォルト
五	十	三十五	百	六百二十五	

3 第百一十七条第五項において、スロットティング・クライティリアに割り当たられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

リスク・ウェイト (パーセント)	優	良	可	弱い	デフォルト
五	五	三十五	百	六百二十五	

4 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、

「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と、「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD 及び LGD を乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5 第百十一条の規定は、前各項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「第一百十条」とあるのは、「第一百二十四条第四項により読み替え後の第百十条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい」のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さ

い一のエクス・ポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めのないエクス・ポージャーの期待損失額は零とする。

(一般貸倒引当金の配分)

第一百二十五条 内部格付手法採用金庫は、信用リスク・アセツトの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、一般貸倒引当金の総額を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセツトの額の割合で区分しなければならない。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用金庫又は当該標準的手法採用金庫の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応するものとする。

2 金庫は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのつとつて、一般貸倒引当金を区分することができる。

第三節 信用リスク・アセツトの額の算出

第一款 内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセツトの額の合計額
(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセツトの額の合計額)

第一百二十六条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセツトの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクス・ポージャー、リテール向けエクス・ポージャー、株式等エクス・ポージャー及び証券化エクス・ポージャーについて算出した信用リスク・アセツトの額（購入債権、リース料（第一百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセツトの額を含む。）に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセツトの額の合

一一 内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分について、第十九条の規定を準用すべし」という標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。」の場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるべしとする。

第一款 事業法人等向けエクスポート

(事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額)

第一百一十七条 事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額は、第一百三十条に定め PD、¹⁾ 第百三十二条に定め LGD、²⁾ 第百三十三条に定め EAD 及び 第百三十三条に定めるマチュリティ (M) を用いて、次の第一号に掲げる算式による、回号に掲げる算式の算式による相関係数 (R) 及びマス本率 (K) は第一号に掲げる算式により、回号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第二号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一 信用リスク・アセットの額 = $K \times 12.5 \times EAD$

$$1) \text{ 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N\left(\left(1-R\right)^{0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5} \times G(0.999)\right) - EL \right]$$

$$\times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N\{x\}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PD が百パーセントの場合は一律とする (以下同じ。)。

$G(x)$ は、 $N\{x\}$ の逆関数 (以下同じ。)

EL は、PD に LGD を乗じた率。ただし、PD が百パーセントの場合は第一百九十二条第六項に定める EL_{default} とする (以下同じ。)。

$$2) \text{ 相関係数}(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$$

$EXP(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値 (以下同じ。)

$$3) \text{ マチュリティ調整}(b) = \{0.11852 - 0.05478 \times \log(PD)\}^2$$

$\log(x)$ は、自然対数を指す (以下同じ。)

2 内部格付手法採用金庫は、中堅中小企業向けエクスポート・ボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合は、前項第二号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いなければならない。

$$\text{相関係数}(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\} - 0.04 \times \left\{ 1 - \frac{(S-5)}{45} \right\}$$

S は、当該事業法人の売上高（第一条第五十号ただし書に定める場合は総資産）（単位：億円）。ただし、五億円に満たない場合には、五億円として算出する。

3 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかるが、当該内部格付手法採用金庫が付与する格付（以下「内部格付」といへば）を次の表に掲げる丑のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポート・ボージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号口ただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるHクスポート・ボージャーの満期までの残存期間が一年半未満である場合は、優に割り当てられるHクスポート・ボージャーについて五十ペーセント、良に割り当てられるHクスポート・ボージャーについて七十ペーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

リスク・ウェイト (ペーセント)	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト (ペーセント)	七十	九十	百十五	一百五十	零

4 第一項の規定にかかるが、ボラティリティの高い事業用不動産貸付けの信用リスク・アセツトの額は、同項第二号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。

$$\text{相関係数}(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.3 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$$

5 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかるが、内部格付を次の表に掲げる

五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスボージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスボージャーの満期までの残存期間が一年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスボージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスボージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

リスク・ウェイト (パーセント)	優	良	可	弱い	デフォルト
九十五	百二十	百四十	二百五十	零	

6 第百十条及び第百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセツトの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずること」により、信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセツトの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十分率を乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセツトの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

7 第百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセツトの額の算出において準用する。この場合において、「第百十条」とあるのは「第一百一十七条第六項により読み替え後の第百十条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない」と、「プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい」のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」とあるのは「信用リスク・アセツトの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額

の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千一百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)
第一百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合（基礎的内部格付手法採用金庫の場合）は、第九十七条各号に掲げるもの又は4—2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPD)が割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDを適用することができる。

3 第一項の場において、内部格付手法採用金庫は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、前項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを用いなければならぬ。

4 第五十八条、第九十三条から第九十六条まで、第九十九条から第百二条まで、第百九条、第百十一条及び第百十三条の規定は、第一項において準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百二十九条 前二条の規定にかかるわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャー（スロットティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスボージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスボージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減すること）をいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第一号に掲げるものである場合には第百九条、第二号に該当する場合には第百十一条又は第百十三条の規定に従うものとする。

一 単一の債務者の信用事由に基づいて信用リスク削減効果が提供される保証又はクレジット・デリバティブ

二 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

三 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一 ダブル・デフォルト効果の勘案対象となる被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトが、他の信用リスク削減手法の効果を勘案していないこと。

二 保証又はクレジット・デリバティブが、第百二条の規定により中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱われるものでないこと。

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第二十五条に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行つている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4—2以上の信用リスク区分（金融機関又は証券会社（第二十五条の規定に該当するものに限る。）の格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ 算出基準日において、4—3以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までに掲げる主体

ロ 前号に掲げる保険会社及び外国保険業者

ハ 保証人又はプロテクション提供者の子法人等又は関連法人等

ニ 保証人又はプロテクション提供者を子法人等又は関連法人等とする主体
ホ デフォルトしている主体

五 内部格付手法採用金庫は、保証人又はプロテクション提供者に対して、訴訟による請求を行うことなしに、速やかに支払（被保証債権又は原債権の債務者が行う）こととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るもの（を含む。）を請求できること。

六 保証又はクレジット・デリバティブに基づく支払を受けるために、被保証債権又は原債権の債務者に対する貸出債権、社債その他の債権を譲渡する（）ことが予定されている場合には、内部格付手法採用金庫は、法的確実性を確保して当該譲渡を行うことができること。

七 前号の場合において、内部格付手法採用金庫が譲渡対象債権を市場から調達することを予定しているときは、当該市場に調達のための十分な流動性があること。

八 希薄化リスクについて保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案する場

合、当該保証人又はプロテクション提供者が当該プロテクションの提供対象である購入債権の売り手又は当該購入債権の売り手の子法人等若しくは関連法人等でなく、かつ、当該購入債権の売り手を子法人等又は関連法人等としていない」)。

九 保証人又はプロテクション提供者が、被保証債権又は原債権の債務者とのデフォルトの相関関係が過大となる要因を有する者でない」とが金庫の内部プロセスによつて確認され、そのような関係がない場合にのみダブル・デフォルト効果の勘案を行う扱いとなつている。

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定められたPD、第百二十一條に定めたLGD、第百二十一條に定めたEAD及び第百二十一條に定めたマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・アリバティイブのMを用いるものとし、一年を下回るといふはできない。）を用いて、次の第一号に掲げた算式により、同号に掲げた算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_o)は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_o)は第二号に掲げた算式により、同号に掲げた算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第四号及び第五号による算出される額とする。

1 信用リスク・アセットの額 = $K_{dp} \times 12.5 \times EAD_s$

EAD_sは、保証人又はプロテクション提供者のEAD

$$1 | \quad K_{dp} = K_o \times (0.15 + 160 \times PD_s)$$

PD_sは、保証人又はプロテクション提供者のPD

$$11 | \quad \text{所要自己資本率}(K_o) = LGD_s \times \left[N \left(\frac{G(PD_o) + \sqrt{R} \times G(0.999)}{\sqrt{1-R}} \right) - PD_o \right] \times \frac{1 + (M - 2.5) \times b}{1 - 1.5 \times b}$$

LGD_sは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD_sは、被保証債権又は原債権の債務者のPD

四 相関係数(R)は、第百二十七条第一項第二号、同条第一項又は第四項に規定するもののとよび、五 マチュリティ調整(b)は、第百二十七条第一項第四号に規定するもののとよび、の場合における

て、PD は、被保証債権若しくは原債権の債務者又は保証人若しくはプロテクション提供者の PD のうち、いずれか低い方を用いるものとする。

- 4 内部格付手法採用金庫は、第一項及び第二項の要件を満たすエクスボージャーに、ダブル・デフォルト効果を勘案するか否かを判断することができる。

(事業法人等向けエクスボージャーの PD)

第一百三十条 事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるPDは、当該事業法人等向けエクスボージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業法人向けエクスボージャー及び金融機関等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるPDは、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。
- 3 デフォルトに相当する格付を付与された事業法人等向けエクスボージャーのPDは、百パーセントとする。

(事業法人等向けエクスボージャーの LGD)

第一百三十一条 先進的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるLGDは、当該事業法人等向けエクスボージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

- 2 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるLGDは、四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスボージャーに適格金融資産担保が設定される場合は、法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用金庫は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

LGD=45 パーセント×(第四章第六節第三款に規定する包括的手法に基づいて信用リスク削減手法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスポートの額) / (当該事業法人等向け

エクスポートの額)

4 第一項の規定にかかるらず、事業法人等向けエクスポート（劣後債権を除く。）を被担保債権として、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であつて、当該エクスポートの額に対する適格資産担保の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部格付手法採用金庫は、当該事業法人等向けエクスポートについて、当該適格資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定めるLGDを適用することができる。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。

	最低所要担保カバー率 (パーセント)	超過担保カバー率 (パーセント)	LGD (パーセント)
適格債権担保	零	百一十五	三十五
適格不動産担保	三十	百四十	三十五
適格その他資産担保	一一十	百四十	四十

一 適格債権担保の目的たる債権（以下）の号において「適格債権」と云ふ。の「運用要件」は、次に掲げる要件をいう。

イ 担保が提供される法的仕組みは強固なものであつて、かつ、当該適格債権又はその売却代金に関する債権者の権利が確保されていること。

ロ 担保権の実行のために必要な措置がすべて講じられていること。

ハ 担保の設定に関する契約が、その諸条項に従つて当該担保に関連のある法域において強制執行を行うことを可能ならしめるものであつて、適法かつ有効に契約当事者を拘束するものであ

二 ハに掲げる結論が、十分な法的調査及び法的論拠に基づいて導かれており、かつ、強制執行可能性が継続的に維持されていることを適時に確認していること。

ホ 担保権の設定が、適切に書類に記載されており、当該適格債権又はその代り金を適時に回収するための明確で強固な手続が設けられていること。

ヘ 担保の目的たる債権の信用リスクを判断するための堅固な手続が設けられていること。

ト 当該適格債権の債務者（以下この号において「第二債務者」という。）の信用リスクの判断を被担保債権の債務者に依存して行われている場合は、第二債務者の健全性及び信用度を確かめるに当たり、被担保債権の債務者の信用供与に関する方針の検証が行われていること。

チ 被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のプールにおける一の第三債務者の集中度合い、金庫のエクスポージャー全体の中の集中リスクその他の勘案すべき要素がすべて織り込まれていること。

リ 被担保債権について、適切かつ継続的に監視を行っていること。

二 適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の「運用要件」は、次に掲げるものをいう。

イ 担保権が、関連のある法域において適法かつ有効に成立し、当該担保の設定に関する契約の諸条項に従つた強制執行が可能なものであつて、適時かつ適切に登記されるものであること。

ロ 内部格付手法採用金庫が合理的な期間内に担保価値を実現し得るような担保の設定に関する契約及び当該契約を実行するための法的手続が設けられていること。

ハ 適格不動産の評価額が、評価日の公正な時価を上回るものではないこと。

二 年一回以上の頻度で適格不動産の担保価値が評価されており、かつ、適格不動産担保の担保価値が著しく低下したことを示す情報がある場合又はデフォルトその他の信用事由が発生した場合は、不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産が評価されること。

ホ 適格不動産の種別及び適格不動産を担保とする信用供与の方針（金利等の条件への勘案を含むが、これに限らない。）を明らかにした書類が整備されていること。

ヘ 適格不動産を損害や劣化から適切に保全するための措置が設けられていること。

ト 適格不動産について先順位の担保権の設定額及びその内容を継続的に監視されていること。

チ 適格不動産に起因する環境保全に関する債務が発生するリスクを適切に監視していること。

三 適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号において「適格その他資産」という。）の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。

イ 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。ただし、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の精度が高いと認めるに足りる者」とあるのは「担保評価額の精度が高いと認めるに足りる者」と読み替えるものとする。

ロ 担保権の順位が第一順位であること。

ハ 適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細について記載されていること。

二 信用リスク管理指針において、内部格付手法採用金庫が評価の対象とする担保の種類並びにエクスボージャーの額に応じた適切な担保の額を定める方針及びその運用方法が記載されており、内部監査又は外部監査に利用できるように整備されていること。

ホ 適格その他資産を担保とする信用供与の方針が設けられており、かつ、当該方針において、エクスボージャーの額に応じて確保すべき担保の額、当該内部格付手法採用金庫が当該担保を迅速に処分する能力、処分可能価格又は市場価格を客観的に設定する能力、専門家による評価又は鑑定その他の評価額を速やかに入手できる頻度及び担保の評価額が変動する幅が考慮されていること。

ヘ 定期的な評価手続において、流行に左右されやすい特性を有する資産については、物理的な耐用年数の低下又は劣化のみならず、流行の変化又は旧式化に伴う資産価値の低下を考慮した下方修正が行われるように、特に注意が払われていること。

ト 原材料、仕掛品、完成品、自動車ディーラーの在庫品その他の在庫品又は機械設備を担保とする場合は、定期的な評価手続において、担保の実地調査が行われていること。

格付手法採用金庫は、任意に分割した被担保債権の価額¹⁾とに一の信用リスク削減手法のみを勘案することができる。

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第一百三十二条 事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該エクスボージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスクカウントで購入した場合の当該ディスクカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、第五十八条、第六十六条から第八十七条まで、第九十二条、第一百一条及び第一百四条から第一百六条までの規定を準用し、次の各号に定める信用リスク削減手法の効果をEADで勘案することができる。²⁾の場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

一 法的に有効な相対ネッティング契約（レポ形式の取引に限る。）

二 貸出金と自金庫預金の相殺

3 先進的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額をいう。ただし、基礎的内部格付手法採用金庫において百パーセントの掛けが適用される場合は、掛けとして百パーセントを乗じた額をいう。

4 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第四十九条に掲げる掛けを乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用金庫は、適用可能な掛けのうち低い方を適用するものとする。

1 融資枠契約、NIFs (Note Issuance Facilities) 及びRUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛けは七十五ペーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者

の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。

一 任意の時期に無条件で取消し可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額の掛目は、零パーセントとする。

5 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。」の場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えねるものとする。

(マチュリティ)

第一百三十三条 事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、次に掲げる算式により算出された実効マチュリティとする。ただし、一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。

$$\text{実効マチュリティ}(M) = \sum_t t \times CF_t / \sum_t CF_t$$

CF_t は、期間 t において債務者が債権者に契約上支払いうるキャッシュ・フロー

2 内部格付手法採用金庫は、契約上の支払債務の実効マチュリティを算出する」)ができない場合は、前項の算式に代えて、契約上定められた当該エクスボージャーの残存期間その他の保守的な値を用いる」)ことがやるべき。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスボージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。」の場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。

一 レポ形式の取引(同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たすものに限る)、コール取引その他の短期金融市场取引によるエクスボージャー

二 次に掲げるすべての要件を満たすその他資本市場取引によるエクスボージャー
イ 担保による十分な保全が継続される」)。

□ 每営業日に時価評価を行つとともに担保額調整に服している)又。

ハ 相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務が履行されない場合に担保の速やかな処分又は相殺が可能である)又。

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 有価証券、口モディティ、外国通貨又は資金を決済するための取引(派生商品取引を除く。)によるエクスポージャー

4 派生商品取引又は前項に規定する取引であつて、法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるものについては、第一項に定める実効マチユリティの算出に当たつて、当該取引に係る想定元本額その他の名目額で加重平均したマチユリティを用いるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第二項に該当する取引のうち法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるもののマチユリティは、第七十五条第一項第一号に規定する最低保有期間(当該相対ネッティング契約の適用対象に複数の最低保有期間に該当する取引を含む場合には、そのうち最も長い最低保有期間)を下限とする。ただし、同号に定めのない場合には五日を下限とする。

第三款 リテール向けエクスポージャー

(居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第一百三十四条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第一百三十八条から第一百四十条までに定めるPD、LGD及びEADを用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率(K)は、第一号に掲げる算式により算出する。

1 信用リスク・アセットの額 = $K \times 12.5 \times EAD$

$$11 \text{ 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

(相関係数(R)=0.15)

(適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー)

第百一十五条 適格リボルビング型リテール向けエクスポート・ジャマーの信用リスク・アセシトの額は、

第百一十八条から第百四十条までは、PD、LGD 及び EAD を用いて、第一号に掲げる算式により、

回号に掲げる算式に要する所要自己資本率 (K) は、第一号に掲げる算式による算出とする。

1 信用リスク・アセシトの額 = $K \times 12.5 \times EAD$

$$11 \text{ 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

(相関係数(R) = 0.04)

(\forall の他のリテール向けエクスポート・ジャマー)

第百一十六条 その他リテール向けエクスポート・ジャマーの信用リスク・アセシトの額は、第百一十八条から第百四十条までは、定める PD、LGD 及び EAD を用いて、第一号に掲げる算式により、回号に掲げる算式により、所要自己資本率 (K) は、第一号に掲げる算式により、回号に掲げる算式により、回号に掲げる算式に要する相関係数 (R) は、第二号に掲げる算式により算出する。

1 信用リスク・アセシトの額 = $K \times 12.5 \times EAD$

$$11 \text{ 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

$$11 \text{ 相関係数}(R) = 0.03 \times \frac{1 - EXP(-35 \times PD)}{1 - EXP(-35)} + 0.16 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-35 \times PD)}{1 - EXP(-35)} \right\}$$

(リテール向けエクスポート・ジャマーに保証又はクレジット・アリバティが付された場合の取扱い)

第百一十七条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポート・ジャマーに保証又はクレジット・アリバティが付されていない場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかるが、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・アリバティを勘案した PD 又は LGD のいずれかを適用する方がである。

(リテール向けエクス。ボージャーのPD)

第一百三十八条 リテール向けエクス。ボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該リテール向けエクス。ボージャー又は当該リテール向けエクス。ボージャーの属するプールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

(リテール向けエクス。ボージャーのLGD)

第一百三十九条 リテール向けエクス。ボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該リテール向けエクス。ボージャー又は当該リテール向けエクス。ボージャーの属するプールについて、デフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

(リテール向けエクス。ボージャーのEAD)

第一百四十条 リテール向けエクス。ボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該リテール向けエクス。ボージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金及び部分直接償却額の合計額を下回らない額とする。ただし、内部格付け手法採用金庫は、EADについて貸出金と自金庫預金の相殺による効果を勘案するときは、第九十二条及び第一百四条から第百六条までの規定を準用することができる。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

2 リテール向けエクス。ボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は自金庫推計した追加的な引出が行われうる額とする。

3 適格リボルビング型リテール・エクス。ボージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用金庫は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手

法採用金庫が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

- 5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

第四款 株式等エクスボージャー

(株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額)

第一百四十二条 株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、次に掲げるいずれかの方式により算出する。ただし、標準的手法において債権のリスク・ウェイトが零パーセントとされる事業体に対する株式等エクスボージャーには、第四十七条の規定に従い信用リスク・アセツトの額を算出することができる。

一 マーケット・ベース方式

二 PD/LGD 方式

- 2 内部格付手法採用金庫は株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たっては、各株式等エクスボージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法を用いなければならない。
- 3 第一項第一号に掲げる「マーケット・ベース方式」とは、ポートフォリオごとに次に掲げるいずれかの手法により算出する方式をいう。
- ##### 一 簡易手法
- ##### 二 内部モデル手法

- 4 前項第一号に掲げる「簡易手法」とは、株式等エクスボージャーの額に、上場株式については三百パーセント、非上場株式については四百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額をもつて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とする方式をいう。

- 5 前項及び第九項の方式において、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションは、当該ポジションが内部格付手法採用金庫の保有する特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれており、かつ、それらの残存マチュリティが一年以上である場合は、同一の個別

銘柄のロング・ポジションと相殺することができる。ただし、マチユリティ・ミスマッチがある場合は第百四条から第百六条までを準用する。

6 前項に掲げる場合を除き、第一項第一号及び第二項第一号の算出においては、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションは、ロング・ポジションとみなす。

7 第二項第一号に掲げる「内部モデル手法」とは、長期の標本期間にわたって算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側九十九パーセントの信頼区間を前提として内部格付手法採用金庫の内部のバリュー・アセット・リスク・モデルを用いて算出した、内部格付手法採用金庫が保有する株式に係る損失額（以下内部モデル手法の対象となる株式等エクスボージャーについては、当該損失額を所要自己資本率（K）とする。）を八パーセントで除して得た額をもつて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とする手法をいう。ただし、個々の株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、上場株式については株式等エクスボージャーの額に二百パーセントを乗じた額を、非上場株式については株式等エクスボージャーの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする。

8 内部格付手法採用金庫は、内部モデル方式により計算する場合、エクイティ・デリバティブその他の信用リスク削減手法（担保の形態を取るものと除く。）による信用リスク削減の効果を認識することができる。

9 第一項第一号に定める「PD/LGD方式」とは、株式等エクスボージャーを事業法人等向けエクスボージャーとみなして信用リスク・アセツトの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10 前項に規定するPD/LGD方式において、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスボージャーの対象となる事業法人に対して株式等エクスボージャー以外のエクスボージャーを保有しておらず、かつ、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしているときは、自金庫推計したPDを用いて当該株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出することができる。ただし、当該信用リスク・アセツトの額は、自金庫推計したPDを用いて算出された額を一・五倍したものとする。

11 第九項において、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスボージャーの対象となる事業法人に対する事業法人等向けエクスボージャーを保有していないために、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしていないときは、第四項に定める簡易手法により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

12 前二項の規定にかかるわらず、個々の株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスボージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスボージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスボージャーの額を控除することができる。

13 前項の規定にかかるわらず、次に掲げる株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスボージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスボージャーのEADに百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を下回らないものとす

る。

一 上場株式であつて、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの

二 非上場株式であつて、当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していないもの

の

第五款 信用リスク・アセットのみなし計算

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百四十二条 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなど

きは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセツトの総額をもつて当該エクス・ボージャーの信用リスク・アセツトとすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該エクス・ボージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクス・ボージャーが含まれており、かつ、当該エクス・ボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクス・ボージャーが占めるときは、当該エクス・ボージャーの額に、当該エクス・ボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクス・ボージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクス・ボージャーの信用リスク・アセツトとすることができます。

3 内部格付手法採用金庫は、保有するエクス・ボージャーの信用リスク・アセツトを直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクス・ボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなときは、当該資産運用基準に基づき最もリスク・アセツトが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取つた場合の信用リスク・アセツトの額を当該エクス・ボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクス・ボージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクス・ボージャーの信用リスク・アセツトを直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクス・ボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクス・ボージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセツトの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクス・ボージャー」とあるのは「エクス・ボージャー」と読み替えるものとする。

- 一 保有するエクスボージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスボージャーが証券取引法第百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行なう者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であって、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスボージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスボージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスボージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスボージャー」とあるのは、「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

第六款 購入債権

(購入債権に関する定義)

第一百四十三条 この款において、ELとは、購入債権のプールに含まれるエクスボージャーの総額に対するデフォルト・リスク部分に相当する期待損失率をいう。

2 この款において、デフォルト・リスクとは、購入債権がデフォルトするリスクをいう。
(購入債権の信用リスク・アセットの額)

第一百四十四条 購入債権の信用リスク・アセットの額は、第一百二十七条から第一百四十条までの規定にかかわらず、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの合計額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合は、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額とすることができます。

(適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセツ

第一百四十五条 第百二十七条、第百三十条及び第百三十二条の規定は、購入事業法人等向けエクスポートのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、第一百二十七条、第百三十条及び第百三十二条中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2 基礎的内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポートのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポートの属する適格購入事業法人等向けエクスポートのPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスポートの額を算出するに当たって、第百三十条に定めるPDに代えて、ク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百三十条に定めるPDに代えて、オルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、PDの自金庫推計値に代えてELをPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。

3 基礎的内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポートのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポートの属するエクスポートのプールに劣後債権が含まれる場合は、第百三十条の規定にかかわらず、当該適格購入事業法人等向けエクスポートのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、PDの自金庫推計値に代えてELをPDとし、LGDを百パーセントとすることができる。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、第百三十一条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポートのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自金庫推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポートの額を算出する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第百九十二条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回つてはならない。

5 先進的内部格付手法採用金庫は、第百三十条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポートのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、

PD の自金庫推計値に代えて長期的な損失率を LGD で除した値を PD とすることができる。

- 6 購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスクに係る EAD は、第百三十二条に定める額（以下この節において「購入事業法人等向けエクスボージャーに係る EAD_{dilution}」といふ。）から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額に八パーセントを乗じて得た額及び購入事業法人等向けエクスボージャーに係る EAD_{dilution} に EL_{dilution} を乗じた額の合計額（以下「」の条において「希薄化リスクに係る所要自己資本の額」という。）を除いた額とする。

- 7 リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る EAD は、信用供与枠の未引出額に七十五パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、零を下回る場合は零とする。

- 8 内部格付手法採用金庫が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーの実効マチユリティ（M*）は、当該適格購入事業法人等エクスボージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスボージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスボージャーごとに第百三十三条に基づき算出された実効マチユリティ（M）を算出し、適格購入事業法人等向けエクスボージャーの残高で加重平均した期間とする。

- 9 前項及び第百三十三条の規定にかかわらず、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチユリティは、融資枠契約の残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチユリティを有する債権のマチユリティと購入債権に係る信用供与枠のマチユリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたってリボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用金庫が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスボージャーのマチユリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチユリティとすることができる。（購入リテール向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額）

購入リテール向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額の算出について準用する。この場合において、第百二十四条から第百三十六条まで及び第百三十八条から第百四十条までの規定中「信用リスク・アセツトの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額」と読み替えるものとする。

- 2 購入リテール向けエクスボージャーのデフォルト・リスクに係るEADは、第百四十条に定める額（以下）の節において「購入リテール向けエクスボージャーに係る $EAD_{dilution}$ 」という。）から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額に八パーセントを乗じて得た額及び購入リテール向けエクスボージャーに係る $EAD_{dilution}$ に $EL_{dilution}$ を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。

- 3 第一項において、購入リテール向けエクスボージャーのプールに複数の資産区分に該当する資産が含まれる場合、当該プールはデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額が最大となる資産区分（当該プールに含まれるものに限る。）のみで構成されているものとみなす。

（購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額）

- 第一百四十七条 第百二十七条第一項の規定は、購入債権に係る希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額の算出について準用する。この場合において、同項中「信用リスク・アセツトの額」とあるのは「希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセツトの額」と読み替えるものとする。

- 2 前項の算出に用いるPDは、 $EL_{dilution}$ とする。
- 3 第一項の算出に用いるLGDは、百ペーセントとする。
- 4 第一項の算出に用いるEADは、購入事業法人等向けエクスボージャーに係る $EAD_{dilution}$ 又は購入リテール向けエクスボージャーに係る $EAD_{dilution}$ とする。
- 5 第一項の算出に用いるマチユリティは、一年とする。

（購入債権における保証の取扱い）

- 第一百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人（基礎的内部格付手法採用金庫の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は4—2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）に対する信用リスク・アセツトを被保証部分に係る信用リスク・アセツトとする

ことができる。

- 2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人（基礎的内部格付手法採用金庫の場合、デフォルト・リスクについては、第九十七条各号に掲げるもの又は4—2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3 第五十八条、第九十二条及び第九十四条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

- 4 購入債権の価額がディスカウントされている場合であつて、次に掲げる事由に該当するときは、次の各号に定める方法により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一 デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該購入債権の譲渡人に對し返還することが約定されているときは、内部格付手法採用行は、購入債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる。

二 購入時点においてデフォルトしていた購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該債権から生じた損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該債権の譲渡人に對し返還することができないときは、内部格付手法採用行は、当該債権の第百二十四条に定める期待損失額を超えない部分に限り、ディスカウント部分を適格引当金と認識することができる。

- 5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用金庫は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たつて、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減

手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第一百三十八条第一項の規定にかかる裏付資産の加重平均 LGD (LGD_d) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\frac{LGD}{LGD_d} = \left(\frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本額}} \right) + \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百三十八条第一項に定めるLGD}) + \left(\frac{\text{希薄化リスク相当部分に係る所要自己資本額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6 第百一十九条の規定は、第一項及び第二項に規定する場合について準用する。」の場合はにおいて、保証が希薄化リスクに関するものであるときは、同条第二項中「PD」であるのは「EL_{dilution}」又「LGD_d」であるのは「百ペーセント」又「第二百三十八条に定めるマチユリティ (M)」(ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ぬ)などである。」であるのは「第二百四十七条第五項に定めるマチユリティ」と読み替えるものとする。

第七款 リース取引

(リース取引に関する定義)

第一百四十九条 いの章において、リース取引とは、特定の物件（以下「）の款において「リース物件」といふ。）の所有者たる貸主（以下「）の款において「レッサー」といふ。）が当該リース物件の借主（以下「）の款において「レンジャー」といふ。）に対し合意された期間（以下「）の款において「リース期間」といふ。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、レンジャーが合意された使用料（以下「）の款において「リース料」といふ。）をレッサーに支払う取引をいう。

2 いの章において、残価リスクとは、リース期間の終了日におけるリース物件の公正な市場価額が、見積残存価額を下回ぬことにより、レッサーがその差額を損失として被るリスクをいふ。

3 いの章において、見積残存価額とは、リース期間終了時におけるリース物件の額としてレッサーがリース期間の開始日に見積もった額をいう。

(リース料に係る信用リスク・アセットの額)

第一百五十条 リース料に係る信用リスク・アセットの額は、第二款及び第三款の規定にかかわらず、リース料からレッサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積った額を控除した額をEAD、リース期間をマチュリティ(M)とし、レッサーに対応するPD、LGD及び売上高（第一条第五十号ただし書に掲げる場合は総資産。）(S)を用いて算出する。ただし、マチュリティ(M)については、リース期間に代えて、リース料から利息相当額を控除した額について、第一百三十三条第一項に基づいて計算を行うことを妨げない。

(残価リスクが無い場合の取扱い)

第一百五十二条 内部格付手法採用金庫は、リース取引において残価リスクが無い場合は、次に掲げる要件を満たすときに限り、レッサー向けのエクスポージャーにリース物件が担保に付されているものとして扱うことができる。

一 リース物件の所在、用途、経過年数及び陳腐化への対応策についてレッサーが堅固なリスク管理を行っていること。

二 レッサーをリース物件の所有者とし、レッサーが所有者としての権利を適時に行使できるようにするような強固な法的枠組みがあること。

三 リース物件の減価償却による価値の減少率とリース料の元本相当部分のリース料支払による減少率の差違は、当該リース物件による信用リスク削減手法の効果を過大に勘案するほど大きなものでないこと。

四 適格その他資産担保の運用要件を満たしていること。

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第一百五十二条 リース取引においては、見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、当該見積残存価額に百パーセントを乗じた額とする。

2 第百一十八条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「見積残存価額に係る信用リスク・アセット」と、「被保証債権の被保証部分」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとす

る。

第八款 未決済取引

(未決済取引)

第一百五十三条 内部格付手法採用金庫は、同時決済取引について経過営業日数が五日以上となつた場合は、当該取引の再構築コストをEADとして次の第一号に掲げる算式により算出した額を当該取引の信用リスク・アセットの額として計上するものとする。」の場合において、同号において、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K)は第一号による率とする。

$$1 \quad \text{信用リスク・アセットの額} = K \times 12.5 \times EAD$$

二 所要自己資本率(K)は次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ同表の下欄に定めるものとする。

経過営業日数	所要自己資本率(K) (パーセント)
五日以上十五日以内	八
十六日以上三十日以内	五十
三十一日以上四十五日以内	七十五
四十六日以上	百

2 内部格付手法採用金庫は、非同時決済取引に係るエクスボージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定める順序に従つるものとする。

- 一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第一百一十七条又は第一百一十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。
 - 一 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。
- 3 内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取

引に係るエクスポート・ジャマーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

- 一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。
 - 二 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。
 - 三 非同時決済取引に係るエクスポート・ジャマーの合計額が重要でないと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。
 - 4 先進的内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、第一百三十一条第一項又は第二百三十九条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポート・ジャマーのLGDを四十五パーセントとすることができること。
 - 5 第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、外部の決済システム全体の全体的な障害に起因するものがある場合、内部格付手法採用金庫は、その日数を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。
- 第九款 その他資産等
- (その他資産等の取扱い)
- 第一百五十四条 第二十六条の規定は、内部格付手法の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。
- 2 第百一十七条、第二百三十四条から第二百三十六条まで、第二百四十二条、第二百四十二条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポート・ジャマーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第四節 最低要件

第一款 内部格付制度の設計

第一目 内部格付制度

(内部格付制度)

第一百五十五条 内部格付手法採用金庫は、信用リスクの評価、エクスボージャーに対する内部格付の付与並びにPD、LGD及びEADの推計（事業法人等向けエクスボージャーのLGD及びEADの推計については先進的内部格付手法採用金庫に限る。）を行う方法、手続、統制、データの収集及び情報システム（以下「内部格付制度」と総称する。）を設けなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、各資産区分の中の特定の業種又は市場ごとに異なる内部格付制度を設けることができる。

3 内部格付手法採用金庫は、前項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を作成し、当該基準を記載した書類を整備しなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、第二項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、自己資本比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割り当ててはならない。

(事業法人等向けエクスボージャーの内部格付制度)

第一百五十六条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫は、特定貸付債権についてスロットティング・クライテリアを適用している場合は、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

2 債務者格付は、次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならない。

一 債務者のPDに対応するものであること。

二 同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスボージャーを有する場合は、これらに対しても同一の債務者格付が付与されること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、この限りでない。

イ トランسفر・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てで

あるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合

□ 当該エクスボージャーに関連する保証が、債務者格付において勘査されている場合

3 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質をすべて満たすような事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付に関する規定を記載しなければならない。

一 個々の債務者格付の意味するリスクの水準に鑑み、各債務者格付の関係が明確に規定されること。

二 債務者格付は、当該債務者格付が下がることにリスクの水準が高くなるよう規定されているものであること。

三 各債務者格付のリスクの水準は、当該債務者格付に対応する債務者の典型的なデフォルト確率及び当該信用リスクの水準を判断するために設けられている基準により規定されていること。

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて LGD に対応した案件格付を設けなければならない。ただし、基礎的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

(リテール向けエクスボージャーの内部格付制度)

第一百五十七条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて債務者及びエクスボージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けなければならない。

- 2 内部格付手法採用金庫は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスボージャーを各プールに割り当てなければならない。
 - 一 当該割当てによって、リスクが適切に区分されること。
 - 二 各プールが十分に類似性を持つたエクスボージャーによって構成されること。
 - 三 当該割当てによって、プールごとに、損失の特性を正確かつ継続的に推計することが可能になること。
- 3 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる各プールへの割当てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮しなければならない。

一 債務者のリスク特性

二 取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮しなければならない。）

三 エクスボージャーの延滞状況

- 4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて「プール」とし、PD、LGD 及び EAD を推計しなければならない。ただし、複数のプールの PD、LGD 又は EAD の推計値が同一となることを妨げない。

第二目 格付の構造

（事業法人等向けエクスボージャーの格付の構造）

第百五十八条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中する」とのないよう適切に分布させなければならない。ただし、当該債務者格付に対応する PD の範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まる」とが、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて、少なくともデフォルトしていないエクスボージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスボージャーについて一以上の債務者格付を設けなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付に付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けなければならない。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、LGD が大きく異なるエクスボージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けなければならない。

5 先進的内部格付手法採用金庫が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものでなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロットティング・クライテリアを利用している内部格付手法採用金庫は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けなければならない。

(リテール向けエクス。ボージャーの格付の構造)

第一百五十九条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクス。ボージャーを。プールに割り当てるに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一 各プールの PD、LGD 及び EAD が定量化されていること。

二 各プールのエクス。ボージャーの数は、プールの単位での PD、LGD 及び EAD の定量化及び検証を可能とする程度であること。

三 複数のプールを比較した場合、各プールに割り当てられている債務者及びエクス。ボージャーが適切であること。

四 エクス。ボージャーは、一のプールに不当に集中していないこと。

第三目 格付の基準

(格付の基準)

第一百六十条 内部格付手法採用金庫は、エクス。ボージャーに対して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクス。ボージャーをプールに割り当てるために、明確な格付及びプールの定義、手続及び基準を設けなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクス。ボージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のプールに割り当てる

ることを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定しなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、債務者及びエクス。ボージャーの種類により異なる格付の基準及びプールへの割当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びプールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定しなければならない。

5 格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用金庫の信用供与の基準及び問題の生じた債務者及びエクスポート・ジャーナーの取扱方針と一貫したものでなければならない。

(情報の利用)

第一百六十二条 内部格付手法採用金庫は、エクスポート・ジャーナーに対して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスポート・ジャーナーをプールに割り当てる場合は、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報をすべて考慮に入れなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、より保守的に行わなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、エクスポート・ジャーナーに対して格付を付与し、又はエクスポート・ジャーナーに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

(特定貸付債権の取扱い)

第一百六十三条 内部格付手法採用金庫は、特定貸付債権にスロントティング・クライテリアを用いる場合は、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自金庫の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与しなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる格付を第一百二十七条第二項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付の基準と格付付与手続の見直し等)

第一百六十三条 内部格付手法採用金庫は、現在の自金庫の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直さなければならない。

第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第一百六十四条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポート・ジャーナーに対する債務者格付及びリテール向けエクスポート・ジャーナーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象

としなければならない。

- 2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当てに当たつて、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従つて債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

- 一 事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスボージャーのプールについて PD、LGD の推計を行うに当たつて特定の適切なストレス・シナリオを利用すること。

- 二 経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮する」と。

- 3 前項に定める評価に当たつて、内部格付手法採用金庫は、評価対象期間及び各産業又は地域の景気循環の中で生じうる経済状況を考慮しなければならない。

- 4 第二項に定める評価に当たつて、内部格付手法採用金庫は、将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報を保守的に評価しなければならない。

- 5 第二項に定める評価に当たつて、入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、内部格付手法採用金庫は、より保守的に分析を行わなければならない。

第五目 モデルの利用

(モデルの利用)

- 第一百六十五条 内部格付手法採用金庫は、債務者格付若しくは案件格付の付与又は PD、LGD 及び EAD の推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- 一 モデル及び入力値は、次に掲げるすべての性質を有するものである」と。

- イ モデルの予測能力が高く、モデルの利用の結果、所要自己資本の額が不当に軽減されるものでない」と。

ロ モデルの入力値となる変数が結果に対する合理的な予測変数であること。

ハ モデルの出力値につき、これを適用する債務者及びエクスポート・ジャーナーの額の観点で重大な偏りが認められないこと。

二 統計的なデフォルト又は損失を推計するモデルへ入力するデータについて、正確性、完全性及び適切性の評価その他の審査手続を実施していること。

三 モデルの構築に用いられたデータは、当該内部格付手法採用金庫の実際の債務者又はエクスポート・ジャーナーの母集団を代表するものであること。

四 モデルを人的判断と組合せて用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ 人的判断は、モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したものであること。

ロ 人的判断とモデルによる予測結果をどのように組み合わせるかについて書面による指針が作成されていること。

五 モデルに基づく格付の付与について人による見直しの手続が設けられており、かつ、当該手続が当該モデルの既知の脆弱性に起因する誤りの発見及び防止に焦点を置いたものであって、かつ、モデルの機能の継続的な向上を促すものであること。

六 モデルの運用実績及び安定性の評価、モデルとモデルの前提となつていてる状況の関連性の見直し、実績値とモデルの予測値の対照その他のモデルの検証が定期的に行われること。

第六目 内部格付制度に関する書類

(内部格付制度及び運用に関する書類の作成)

第一百六十六条 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載しなければならない。

2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用金庫が第四節（ただし、第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければ

ならない。

一 ポートフォリオの分類

二 格付及びプールの基準並びに当該基準を選択した合理的理由（当該基準並びに当該基準に基づく格付の付与及びプールへの割当ての手続によって、リスクに応じた適切な格付が付与され、プールに割り当たられる蓋然性が高いことを示す分析を提供するもの）

三 格付の付与及びプールへの割当てを行う部署、格付の付与及びプールへの割当ての例外事項の定義並びに例外を承認する権限のある部署その他の格付の付与及びプールへの割当てに関する組織（格付の付与及びプールへの割当ての手続並びに内部統制の仕組みに関する記載を含む。）

四 格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する理事会又は理事会の下部機関である会議体（以下「理事会等」という。）及び担当理事（信用リスク管理について業務執行権限を授権されたものをいう。第百七十七条において同じ。）による監督

五 格付の付与及びプールへの割当ての手続の主要な変更点の履歴

六 内部格付手法採用金庫で使用されるデフォルト及び損失の具体的な定義並びに当該定義と第一百八十二条、第百八十二条及び第百九十二条に定める定義の整合性

（モデルに関する追加事項の記載）

第一百六十七条 内部格付手法採用金庫は、格付の付与及びプールへの割当ての手続においてモデルを使用している場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 モデルの概要（格付、債務者、エクスポートジャーナルに推計値を割り当てる際の理論、前提又は数学的及び実証的裏付け並びにモデルを作成するために用いられるデータ・ソースに関する詳細な概要）
- 二 モデルの作成に用いた評価対象期間及び標本以外のデータによるテストその他のモデルを検証するための厳格な統計的な手続
- 三 モデルが有効に機能しないと想定される状況

第二款 内部格付制度の運用

第一目 格付の対象

(事業法人等向けエクスボージャーに対する格付の付与)

第一百六十八条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについては、当該エクスボージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスボージャーを案件格付と関連付けなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等の親法人等（銀行法施行令第四条の二第一項に規定する親法人等をいう。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付に付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

（リテール向けエクスボージャーのプールへの割当て）

第一百六十九条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについては、各エクスボージャーを信用供与の審査手続においてプールに割り当てなければならない。

2 前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案している場合は、前項に掲げる割当ての他に、保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て並びにそれに基づくPD、LGD及びEADの推計を行わなければならない。

第二目 格付付与手続の健全性の維持

(事業法人等向けエクスボージャーに対する格付付与手続の健全性の維持)

第一百七十条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスボージャーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直さなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクス・ボージャーの債務者又はエクス・ボージャーについて重要な情報が判明した場合、速やかに債務者格付又は案件格付を見直さなければならない。

3 最終的な格付の付与及び前二項に掲げる格付の見直しは、信用供与によつて直接利益を受ける」とがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得なくてはならない。

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクス・ボージャーについて、PDに影響する債務者の特性並びにLGD及びEADに影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けなければならぬ。

(リテール向けエクス・ボージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持)

第一百七十二条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクス・ボージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直さなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、各リテール向けエクス・ボージャーが継続的に適切なプールに割り当てられてゐることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクス・ボージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直さなければならぬ。

第二目 格付の書換え

(格付の書換え)

第一百七十二条 内部格付手法採用金庫は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行つてゐる場合は、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けなければならぬ。

ない。

一 変更の方法

二 変更可能な範囲

三 変更の責任者

2 内部格付手法採用金庫は、モデルに基づく内部格付制度の運用を行つてゐる場合は、次に掲げる

事項を監視するための手続及びガイドラインを設けなければならない。

一 人の判断によるモデルに基づく格付付与又は推計結果の変更

二 モデルに用いる変数の除外

三 モデルの入力値の変更

- 3 前項に掲げるガイドラインは、格付及び推計値について変更を行った場合は、当該変更」として変更後の実績を記録しなければならない。

- 4 内部格付手法採用金庫は、格付及び推計値について変更を行った場合は、当該変更」として変更後の実績を記録しなければならない。

第四目 データの維持管理

(事業法人等向けエクスボージャーに関するデータの維持管理)

- 第百七十三条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

一 債務者及び保証人に初めて債務者格付を付与した日以降の、債務者格付を付与した日、当該債務者格付の付与に用いた方法及び主要なデータ、格付付与の責任者、推計に使用したモデルその他の債務者及び保証人に関する債務者格付の履歴に係る情報

二 デフォルトした債務者及びエクスボージャーの特定並びにデフォルトが発生した時期及びその状況に係る情報

三 格付に対応したPD、PDの実績値及び格付の推移に係るデータ

- 2 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

一 各エクスボージャーに対するLGD及びEADの推計値に関するデータの完全な履歴、当該推計に使用した主要なデータ並びに格付付与の責任者及び推計に使用したモデルに係る情報

二 デフォルトしたエクスボージャーに関するLGD及びEADの推計値及び実績値

三 保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案する前及び勘案した後の当該エクスボージャーのLGDに関するデータ（保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果をLGDの推計において勘案している場合に限る。）

- 四 回収額、担保、残余財産の分配又は保証その他の回収方法、回収に要した期間、回収費用その

他のデフォルトした各エクスポートの損失又は回収に係るデータ

(リテール向けエクスポートに関するデータの維持管理)

第一百七十四条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

一 債務者及びエクスポートの特性に関するデータその他のエクスポートをプールに割り当てる過程で用いたデータ

二 延滞に関するデータ

三 プールに対応するPD、LGD及びEADの推計値に関するデータ

四 デフォルトしたエクスポートが、デフォルトする前一年間にわたって割り当てられていたプールに関するデータ並びにLGD及びEADの実績値

第五目 ストレス・テスト

(自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト)

第一百七十五条 内部格付手法採用金庫は、所要自己資本の額の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2 前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の

内部格付手法採用金庫の信用リスクに係るエクスポートに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであつて、かつ、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用金庫の対応能力の評価を含むものでなければならない。

(信用リスクのストレス・テスト)

第一百七十六条 内部格付手法採用金庫は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するため、自金庫のエクスポートの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施しなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 内部のデータにより、少なくともいくつかのエクスボージャーについて格付の遷移を予測すること。

二 信用環境のわずかな劣化が自金庫の格付に及ぼす影響を考慮することにより、信用環境がより悪化した場合に生じうる影響について情報を得ること。

三 自金庫の格付を外部格付の区分に大まかに紐付けする方法その他の方法により外部格付の格付推移実績を考慮すること。

3 内部格付手法採用金庫は、第百二十九条の規定を適用する場合は、第一項に定めるストレス・テストを実施するに当たって、前項の要件に加えて次に掲げる要件も満たさなければならない。

一 保証人又はプロテクション提供者が格付の変化により同条第二項第三号の要件を満たさない」ととなるときの影響を考慮すること。

二 保証人若しくは被保証債権の債務者のいずれか又はプロテクション提供者若しくは原債権の債務者のいずれかがデフォルトした場合の影響を考慮すること。

第三款 内部統制

(理事会等の関与)

第一百七十七条 内部格付手法採用金庫は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならぬ。

- 一 格付付与手続（事業法人等向けエクスボージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当て並びに各エクスボージャーのPD、LGD 及び EAD の推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要な事項は、理事会等及び担当理事の承認を得ていること。
- 二 担当理事が当該内部格付手法採用金庫の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。
- 三 担当理事が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について理事会等に報告していること。
- 四 担当理事が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重

要な相違点について承認していること。

五 担当理事が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。

六 担当理事が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。

七 理事会等又は担当理事に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関する変数の推計値、PD（先進的内部格付手法採用金庫の場合）はPD、LGD及びEAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が理事会等又は担当理事に対して報告されていること。

（信用リスク管理部署）

第一百七十八条 内部格付手法採用金庫は、内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リスクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けなければならない。

2 信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものでなければならぬ。

3 信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものでなければならない。

一 内部格付制度の検証及び運用の監視

二 当該内部格付手法採用金庫の内部格付制度の概要についての報告書の作成及び分析（デフォルトした時期及びデフォルトする前一年間の格付及びプール別のデフォルトに関するデータ、格付の遷移の分析、格付及びプールの主要な基準の傾向の監視を含む。）

三 格付及びプールの定義が各部門及び各地域にわたって一貫して適用されていることを確認する手続（債務者又はエクスポージャー）とに異なる格付基準及び手続を適用することを妨げない。）

四 格付付与手続の変更に関する審査及び当該変更に係る書類の作成（変更の理由を含む。）

五 格付及びプールの基準がリスクを正確に予測しているか否かを評価するために行われる当該基準の見直し

六 格付け与手続、格付及びプールの基準又は各格付若しくはプールに関連する変数の変更に関する書類の作成及び備置き

4 信用リスク管理部署は、格付け与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画しなければならない。

5 信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負わなければならない。

(監査)

第一百七十九条 独立した機能を有する内部の監査部署は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD 及び EAD の推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しなければならない。

第四款 格付の利用

(格付の利用)

第一百八十条 格付並びに PD 及び LGD は、内部格付手法採用金庫の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。

2 自己資本比率の算出のために使用する PD 又は LGD と与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、内部格付手法採用金庫は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない。

第五款 リスクの定量化

第一目 デフォルト

(デフォルトの定義)

第一百八十二条 この章において「デフォルト」とは、債務者について次に掲げる事由（以下「デフォルト事由」という。）が生じることをいう。

一 内部格付手法採用金庫が、債務者に対するエクス・ポージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第一号）第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定

する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。ただし、リテール向けエクスボージャーについては、同条第四項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、除くものとする。

二 内部格付手法採用金庫が、当該債務者に対するエクスボージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

三 当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は零とみなす。）を超過した日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月以上当該限度額を超過すること。

2 一のエクスボージャーについてデフォルト事由が生じた場合、当該エクスボージャーの債務者に対する他のエクスボージャーについてもデフォルト事由が生じたものとする。ただし、リテール向けエクスボージャーについては、この限りでない。

3 デフォルト事由が生じたエクスボージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用金庫は、当該エクスボージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用金庫は、LGD 及び EAD を推計しなければならない。

4 前項のエクスボージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用金庫は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない。
(延滞日数の見直し等)

第一百八十二条 内部格付手法採用金庫は、エクスボージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有していなければならない。

一 延滞日数の見直し等の承認を行う権限を有する者及び報告に関する要件

二 延滞日数の見直し等に必要な最短の信用供与の期間

三 返済期限の見直し等が可能な延滞の程度

四 エクスボージャーとの返済期限見直しの回数の上限

五 債務者の返済能力の再評価

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる方針を一貫して長期にわたって利用しなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は延滞日数の見直し等を行ったエクスボージャーを金庫の内部のリスク管理において、デフォルトしたエクスボージャーと同様に取り扱っている場合は、当該エクスボージャーを内部格付手法の適用上、デフォルトしたエクスボージャーとして取り扱わなければならない。

(当座貸越)

第一百八十三条 内部格付手法採用金庫は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けなければならない。

第一目 推計の対象と共通要件等

(推計の対象)

第一百八十四条 内部格付手法採用金庫は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスボージャーについて第二目の定めに従つて各債務者格付に対応する PD を、第三目から第六目までの規定によりリテール向けエクスボージャーについて各ブールに対応する PD、LGD 及び EAD を推計しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスボージャーについて第四目及び第五目の規定により LGD 並びに第六目の規定により EAD を推計しなければならない。

(デフォルトの定義の参照)

第一百八十五条 内部格付手法採用金庫は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象となる資産区分ごとにデフォルト事由の発生を記録し、PD 並びに（関連があれば）LGD 及び EAD の推計を行わなければならぬ。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

一 第百八十九条又は第一百九十条の定めに従つてのこと。

二 内部データ及び外部データに対し、デフォルト事由を用いた場合とほぼ同等の結果となるようデータに適切な調整を行つてること。

(推計の共通要件)

第一百八十六条 内部格付手法採用金庫は、PD、LGD 及び EAD を推計するに当たり、推計に関連するすべての重要な入手可能なデータ、情報及び手法を用いなければならない。ただし、内部データ及び外部データ（プールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

- 2 内部格付手法採用金庫は、格付の付与及びプールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があつた場合は、当該変更を考慮に入れなければならない。
- 3 内部格付手法採用金庫は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計においてそれらを勘案しなければならない。
- 4 内部格付手法採用金庫は、実績値及び実証的な根拠に基づいて PD、LGD 及び EAD を推計しなければならない。

5 内部格付手法採用金庫は、一年に一回以上の頻度で PD、LGD 及び EAD の推計値を見直さなければならぬ。

(データの抽出に関する要件)

第一百八十七条 推計に用いるデータによつて代表されるエクスポージャーの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他重要な特性は、内部格付手法採用金庫のエクスポージャー全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものでなければならぬ。

2 データの前提となつてゐる経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものでなければならない。

3 抽出標本中のエクスポージャーの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用金庫が信頼するに足りる程度でなければならない。

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければ

ならない。

(推計の誤差に応じた保守的な修正)

第一百八十八条 内部格付手法採用金庫は、予測される推計に誤差が生じる」とを考慮して PD、LGD 及び EAD の推計値を保守的に修正しなければならない。

第二目 PD の推計

(事業法人等向けエクスボージャーの PD)

第一百八十九条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる手法又はこれに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いなければならぬ。

- 一 事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付に対応する長期平均 PD を推計するに当たつて、デフォルトの実績に関する内部データから推計する手法

- 二 部格付と外部格付を紐付け、外部格付に対応した PD を格付に割り当てるに当たつて、PD を推計する手法（以下「マッピング」という。）

- 三 債務者格付に属する個々の債務者のデフォルト確率の推計値をモデルに基づいて算出し、当該推計値の単純平均を PD とする手法

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーの債務者格付の PD を推計するに当たつて、デフォルトの実績に関する内部データから PD を推計する手法を用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 内部格付手法採用金庫は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PD の推計を保守的に修正しなければならない。
- 二 内部格付手法採用金庫が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用金庫の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものであつてはならない。
- 三 内部格付手法採用金庫が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを

3 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジヤーの債務者格付のPDを推計するに当たつて、マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 マッピングは、内部格付及び外部格付の基準の比較並びに共通の債務者に対する内部格付及び外部格付の比較に基づくものである」と。

二 マッピングの手法又は定量化に用いるデータは、偏ったものではなく、一貫性に欠けるものでない」と。

三 定量化に用いるデータの基礎となる外部信用評価機関等の基準は、債務者のリスクに対するものであつて、エクスポートジヤーに係る特性を勘案するものではない」と。

四 信用リスク管理指針に内部格付の基準及び外部格付の基準においてデフォルトとして扱われる事由に関する比較及び分析並びにマッピングの基準が記載されている」と。

4 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジヤーのPDを推計するに当たつて、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

5 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たつて、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならぬ。ただし、PDを推計するに当たつて関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

(リテール向けエクスポートジヤーのPD等)

第一百九十条 内部格付手法採用金庫は、プールのPD、LGD及びEADを推計するに当たつて、内部データを一次的な情報源としなければならない。ただし、すべての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用金庫がエクスポートジヤーを各プールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、内部格付手法採用金庫は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

2 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートジヤーの長期平均PDを推計するに当たつて、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであつて、関連性のあるものについては、その対象に含めなければならない。この場合において、PDを推計するに当たつて関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことと要しない。

4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて、PDが信用供与の時期又は経過期間に依存するものであつて、短期的なPDの推計値を用いることが不適切である場合は、PDの推計値を上方に修正することと要しない。

第四目 LGD の推計

(損失の定義)

第一百九十二条 内部格付手法採用金庫は、LGD を推計するに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならぬ。

- 一 推計に用いる定義は、経済的損失であること。
- 二 前号に掲げる経済的損失を計測する場合は、回収までの期間に応じた重要な割引の効果（重要でない場合は除く。）、回収のための重要な直接的及び間接的な費用、その他の関連する要素が考慮されていること。
- 三 当該内部格付手法採用金庫の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用金庫は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行わなければならない。

(LGD の推計)

第一百九十三条 内部格付手法採用金庫は、LGDを推計するに当たつては、LGDが次に掲げる性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスボージャーとに推計しなければならない。

一 当該エクスボージャーの種類のデータ・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下、「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二 信用リスクに伴う損失率が長期の平均的な損失率を上回る期間において、当該エクス。ボージャーのデフォルト時損失率が長期平均デフォルト時損失率を上回る可能性を考慮に入れたものである」と。

2 内部格付手法採用金庫は、LGD の推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱わなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGD の推計に当たり、これを保守的に考慮しなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、LGD の推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎としなければならない。

5 内部格付手法採用金庫は、LGD の推計に当たり、担保による信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要となる基準ともおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作らなくてはならない。

6 内部格付手法採用金庫は、デフォルトしたエクス。ボージャーについては、経済状況及び当該エクス。ボージャーの状態に鑑みて当該エクス。ボージャーに生じうる期待損失 ($E[L_{default}]$) を推計しなければならない。

(事業法人等向けエクス。ボージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間)

第一百九十三条 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクス。ボージャーのLGDを推計するに当たつて、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合は、最も長い観測期間にわたるデータを利用しなければならない。ただし、LGDを推計するに当たつて関連性が低いものについては、この限りでない。

(リテール向けエクス。ボージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間)

第一百九十四条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクス。ボージャーのLGDを推計するに当たり、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一

以上利用しなければならない。

第五目 保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第一百九十五条 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスボージャーの PD 又は LGD のいずれかを調整することができる。ただし、第百二十九条に規定する場合を除き、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスボージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

2 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該リテール向けエクスボージャーの PD 又は LGD のいずれかを調整することができる。ただし、第百二十九条に規定する場合を除き、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人にに対する直接のエクスボージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

3 内部格付手法採用金庫は、前二項の調整方法について、それぞれいづれか一を選択し、継続的に用いなければならない。

4 内部格付手法採用金庫は、第百二十九条に規定する場合を除き、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案してはならない。

(保証人に対する債務者格付等の付与)

第一百九十六条 先進的内部格付手法採用金庫は、前条第一項に従つて事業法人等向けエクスボージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。
い。

一 保証を信用リスク削減手法として用いる日以降から保証人に対して継続的に債務者格付を付与すること。

二 保証人の状況、債務履行能力及びその意思の定期的な監視その他の債務者格付の付与に関する最低要件を満たすこと。

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報
報を保有すること。

2 内部格付手法採用金庫は、前条第一項に従つてリテール向けエクスボージャーについて保証を信

用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 保証による信用リスク削減効果を勘案する日から継続的にプールへの割当てにおいて当該保証

を信用リスク削減手法として用いること。

二 保証人の状況、債務履行能力、その意思の定期的な監視その他のPD推計及び債務者格付の付与
又はプールの割当てに関する最低要件を満たすこと。

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報
報を保有すること。

(適格保証)

第一百九十七条 内部格付手法採用金庫は、第一百九十五条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセシトの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けなければならない。

2 内部格付手法採用金庫が、第一百九十五条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げるすべての性質を有するものでなければならない。

一 当該保証について契約書が作成されていること。

二 保証人の側からは一方的な解約が不可能であること。

三 保証人の債務が（保証の額及び趣旨の範囲内で）完全に履行されるまで有効であること。

四 保証人の資産の所在地において、当該保証人に対する強制執行が可能であること。

3 内部格付手法採用金庫は、保証が第九十三条第四号の条件を満たしていない場合であって、保証に付された条件のために信用リスクの削減効果が減少する場合を想定して保証の効果を調整するための基準を設けているときは、第一百九十五条第一項及び第二項並びに当該基準に基づいて保証を信用リスク削減手法として用いることができる。

(調整に関する基準)

第一百九十八条 第百九十五条第一項又は第二項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合、内部格付手法採用金庫は、次に掲げる性質をすべて満たす明確な基準を設けなければならない。

一 信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。

二 保証債務を履行する保証人の能力及び意思を勘案したものとなつてゐること。

三 予想される支払のタイミング及び保証に基づく債務を履行する保証人の能力が、債務者の返済能力との程度の相関を有するかを勘案したものであること。

四 保証と被保証債権の通貨の不一致及びその他これに類する事由により債務者に残存するリスクの度合いを考慮したものであること。

(クレジット・デリバティブについての取扱い)

第一百九十九条 第百九十五条から前条までの規定は、シングルネームのクレジット・デリバティブについて準用する。この場合において、「保証」とあるのは「クレジット・デリバティブ」と、「保証人」とあるのは「プロテクション提供者」と、「被保証債権」とあるのは「原債権」と読み替えるものとする。

2 第九十三条から第九十六条までの規定は、内部格付手法採用金庫がクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合に準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用金庫は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質をすべて満たす基準を設けなければならない。

一 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合をプロテクションの参照債務が原債権と同一である場合に限定していること。ただし、原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）が発生した場合に、金庫がクレジット・デリバティブに基づく支払を受けることができ、かつ、第九十五条第五号に定める法的に有効なクロス・デフォルト条項等を設けている場合は、この限りでない。

二 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の勘案方法は、決済その他の仕組み（支

払の程度及び当該支払に要する期間に係る規定を含む。) に起因するリスクを保守的に考慮したものである」といふ。

第六目 EAD の推計

(EAD の推計方法)

第一百条 内部格付手法採用金庫は、オン・バランスシート項目に係るEAD の推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いてはならない。ただし、第百三十二条第二項及び第百四十条第一項ただし書の定めにより信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、オフ・バランスシート項目に係るEAD の推計を行うに当たり、エクスポージャーの種類³とに次に掲げる要件を満たす手続を設けなければならない。

一 デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリティール向けエクスposureのLGD 推計において、デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。

二 オフ・バランスシート項目のEAD の推計方法がエクスposureの種類によって異なる場合、エクスposureの種類の区分が明確になされている」と。

3 内部格付手法採用金庫は、EAD を推計するに当たり、EAD が次に掲げる性質をすべて満たすものとなるよう、エクスposure³とに推計しなければならない。

- 一 類似のエクスposure及び債務者についての長期的なデフォルト加重平均である」と。
- 二 推計に伴う誤差の可能性を考慮に入れて、保守的な修正を行つたものである」と。
- 三 デフォルトの頻度とEAD の大きさの間に正の相関関係が合理的に予測できる場合は、より保守的な修正を行つたものである」と。

- 四 景気循環の中でEAD の推計値の変動が激しいエクスposureについては、景気の下降期に対して適して適切なEAD の推計値の方が長期的な平均値よりも保守的な場合は、景気の下降期に対しても

切なものである」と。

- 4 内部格付手法採用金庫は、EAD を推計するに当たり、次に掲げる性質をすべて満たす EAD を推計する基準を設けなければならない。

一 信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。

- 二 当該内部格付手法採用金庫が信頼性のある内部分析に基づき、EAD に大きな影響を与えると考えられる要因を勘案するものである」と。

- 三 当該内部格付手法採用金庫は、前号に掲げる要因が EAD の推計値に与える影響を分析できる」と。

- 5 内部格付手法採用金庫は、EAD の推計の対象となるすべての種類のエクスボージャーについて、新しい重要な情報が明らかになった場合及び少なくとも年一回、EAD の推計値を見直さなければならぬ。

(監視)

第二百一条 内部格付手法採用金庫は、EAD の推計の対象となるエクスボージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

一 証約条項違反又はテクニカル・デフォルト事由等の支払不履行に至らない債務不履行事由が生じた場合において、追加的な引出を停止する能力及び意思を有すること。

二 エクスボージャーの額、融資枠契約に対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための、適切なシステムと手続を具備すること。

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

- 第一百二条 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャーのEADの推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

- 2 先進的内部格付手法採用金庫は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたりデータをその対象に含めなければならない。ただし、EAD を推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りでない。

- 3 先進的内部格付手法採用金庫は、EAD を推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いなければならない。

(リテール向けエクスボージャーの EAD 推計に係る最低所要観測期間等)

第二百三条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスボージャーの EAD の推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを以上利用しなければならない。

第七目 購入債権の PD、LGD 及び EL_{dilution} の推計

(購入債権のリスクの定量化の特則)

第二百四条 内部格付手法採用金庫は、購入債権のうち購入リテール向けエクスボージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスボージャーについては、第一百五十七条、第一百五十九条から第一百六十一条まで、第一百六十三条、第一百六十九条、第一百七十二条、第一百七十四条に掲げる要件を満たすことを要しない。

第二百五条 内部格付手法採用金庫は、EL_{dilution} を推計しなければならない。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスボージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD 又は EL_{dilution} (PD 及び LGD については EL) を用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。) を推計する場合又は EL_{dilution} を推計する場合及び購入リテール向けエクスボージャーについて PD、LGD 又は EL_{dilution} を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスボージャー又は購入リテール向けエクスボージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用金庫が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3 内部格付手法採用金庫は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案しなければならない。

4 第百九十条の規定は、 $EL_{dilution}$ の推計に準用する。」の場合において、「PD」及び「PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ 」であるのは、「 $EL_{dilution}$ 」と読み替えるものとする。

(購入事業法人等向けエクスポートージャーのリスクの定量化の特則)

第二百六条 内部格付手法採用金庫は、購入リテール向けエクスポートージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポートージャーのデフォルト・リスク相当部分の PD、LGD (トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポートージャーについては、先進的内部格付手法採用金庫の場合に限る。) 及び $EL_{dilution}$ を正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポートージャーを均質なプールに割り当てなければならない。

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポートージャーのリスクを定量化する場合は、第二百九十五条の規定(第二百九十九条により準用される場合を含む。)にかかるらず、PD 及び LGD の推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮してはならない。

3 適格購入事業法人等向けエクスポートージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いる場合は、第二百九十条の規定を適格購入事業法人等向けエクスポートージャーの PD の推計について、第二百九十四条の規定を適格購入事業法人等向けエクスポートージャーの LGD の推計について、それぞれ準用する。この場合において、「リテール向けエクスポートージャー」とあるのは、「適格購入事業法人等向けエクスポートージャー」と読み替えるものとする。

(購入リテール向けエクスポートージャーのリスクの定量化の特則)

第二百七条 内部格付手法採用金庫は、第二百九十条第一項(第二百五条第四項及び前条第三項)により準用される場合を含む。)の規定にかかるらず、購入リテール向けエクスポートージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポートージャーの PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ の推計において、外部データ及び内部の参照用データ(当該エクスポートージャーの属するプールに類似する当該内部格付手法採用金庫が保有するエクスポートージャーのプールに関するデータをいう。)を一次的な情報源として利用することができます。

(トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件)

第二百八条 内部格付手法採用金庫は、購入事業法人等向けエクスポートージャーについてトップ・ダウ

ン・アプローチを用いて PD、LGD 及び EAD を推計する場合、 $EL_{dilution}$ を推計する場合並びに購入リテール向けエクスポートジャーについて PD、LGD、EAD 及び $EL_{dilution}$ を推計する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 法的枠組みに関する基準を満たしていること。

二 購入債権の質並びに購入債権の譲渡人及びサービスサー（委託又は再委託に基づき、購入債権の管理、購入債権の債務者に対する購入債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この条において同じ。）の財務状態について監視しており、かつ、監視に関する基準を満たしていること。

三 購入債権の購入に係る契約上、購入債権の譲渡人の業況又は購入債権の質の悪化の早期発見及び生じうる問題状況に対して予防的な措置をとることを可能にするシステム及び手続が設けられており、ワークアウトのシステムに関する基準を満たしていること。

四 担保、購入債権の債務者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準が設けられていること。

五 すべての主要な金庫内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。

2 前項の規定にかかわらず、購入リテール向けエクスポートジャーのうち、第百五十七条、第百五十九条から第百六十一条まで、第百六十三条、第百六十九条、第百七十二条、第百七十二条及び第百七十四条に掲げる要件を満たしており、希薄化リスク相当部分が重要でないと判断されるものであつて、前条の規定を適用しない場合は、前項第二号及び第五号の要件を満たすことを要しない。

3 第一項第一号の「法的枠組みに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスポートジャーに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービスサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能なすべての状況において、内部格付手法採用金庫が購入債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しており、かつ、当該元利払い等を監督していること。

二 購入債権の債務者が購入債権の譲渡人又はサービスサーに対して直接に支払を行っている場合は、当該支払資金が約定の条件に従つて購入債権の譲渡人又はサービスサーから譲受人である内部格付手法採用金庫に送金されていることを当該内部格付手法採用金庫が定期的に確認していること。

三 購入債権の譲渡人の破産、会社更生手続又は民事再生手続において裁判所により、当該購入債権が破産財団、更生会社又は民事再生手続に服する購入債権の譲渡人の財産に属するものであつて、当該購入債権に対する譲受人の権利は破産、会社更生手続又は民事再生手続に服する担保権であると判断されることにはならず、かつ、当該購入債権の譲渡は破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）上の否認又は民法（明治二十九年法律第八十九号）上の詐害行為取消権の対象とならないと考えられる」と。

4 第一項第二号の「監視に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 内部格付手法採用金庫が、購入債権の質及び購入債権の譲渡人又はサービスサーの財務状態の相関を査定しており、かつ、購入債権の譲渡人又はサービスサーに対する債務者格付の付与その他の不測事態への対応策及び手続を設けていること。

二 内部格付手法採用金庫が、購入債権の譲渡人とサービスサーの適格性を判定するための明確かつ有効な指針及び手続を設けており、当該内部格付手法採用金庫又はその受託者が、購入債権の譲渡人又はサービスサーから送付される報告書の正確性の検証、詐欺的行為及び運営上の欠陥の調査、購入債権の譲渡人の信用供与の基準並びにサービスサーの回収に関する指針及び手続を確認するために、購入債権の譲渡人及びサービスサーについて定期的な査定を行つており、かつ、当該査定の結果を書面に詳細に記録していること。

三 内部格付手法採用金庫が、購入債権の譲渡人が設定する債務者への信用供与の上限を超えたし
信用供与の有無、購入債権の譲渡人による支払の遅延、信用力の低い債権及び悪質な支払猶予の履歴、支払条件、相殺されうる額その他の購入債権のプールの特性について評価できる」と。

四 内部格付手法採用金庫が、特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。ただし、第一項に規定する購入リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。

五 内部格付手法採用金庫が、サービスサーから購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化に関する詳細な報告書を適時に受領しており、購入債権に関する当該内部格付手法採用金庫の適格基

準及び信用供与の基準に適合していることを確認し、かつ、購入債権の譲渡人の売却条件及び希望化を監視し確認することができる」と。

5 第一項第二号の「ワークアウトのシステムに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 内部格付手法採用金庫が、誓約条項、信用供与の基準、信用供与の集中制限、早期償還条項、その他の当該購入債権の購入に関する契約の条項及び利率並びに購入債権の適格性を定める金庫内の指針の順守状況を監視するために、明確かつ有効な指針、手続及び情報システムを設けており、かつ、当該情報システム上誓約条項違反及び権利放棄並びに既存の指針及び手続の例外的な取扱いを記録していること。

- 二 当該内部格付手法採用金庫が、購入債権について不適切な信用供与が行われることを防止するために、過剰な信用供与の発見、承認、監視及び是正のための明確かつ有効な指針、手續及び情報システムを設けていること。

- 三 リボルビング型取引における早期解約条項その他の誓約条項、誓約条項違反に対する対応策並びに法的手続の開始及び信用力が低下したエクスプロージャーの処理に関する明確かつ有効な指針及び手続の制定その他の財務状態の劣化した購入債権の譲渡人若しくはサービスサー又は購入債権プールの質が劣化した場合の取扱いに関する明確かつ有効な指針を設けていること。

6 第一項第四号の「担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準」は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

- 一 利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関するすべての主要な事項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービスサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基盤の傾向その他すべての関連する重要な要素が考慮されていること。
- 二 内部管理上、信用供与の対象が、特定の担保、サービスサーによる証明書、請求書明細又は船荷関連書類等の書面が付されたものに限定されていること。

- 7 第一項第五号の「すべての主要な金庫内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項並びにその他すべての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続

が設けられていることをいう。

- 一 購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおけるすべての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定
 - 二 購入債権の譲渡人及びサービスナーに対する評価の担当者との間並びに購入債権の譲渡人及びサービスナーに対する内部評価の担当者と外部評価の担当者との間が分離独立していることの確認
 - 三 バック・オフィスに対する評価（担当者の資格、経験、人的構成の適切性及び支援システムに重点を置いたもの）
- 第六款 内部格付制度及び推計値の検証
- （検証）
- 第二百九条 内部格付手法採用金庫は、内部格付制度及びその運用、PD、LGD及びEADの推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。
- （バック・テスティング）
- 第二百十条 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジヤーについて債務者格付²⁾ごとに年一回以上の割合で定期的にPDの推計値と実績値を比較し、PDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しなければならない。
- 2 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジヤーについて年一回以上の頻度で定期的にLGDの推計値と実績値を比較し、LGDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポートジヤーに付与された案件格付又は当該エクスポートジヤーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。
- 3 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポートジヤーについてエクスポートジヤー²⁾ごとに年一回以上の割合で定期的にEADの推計値と実績値を比較し、EADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポートジヤーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。
- 4 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポートジヤーについてプール²⁾ごとに年一回以上の割合で定期的にPD、LGD及びEADの推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれのPD、LGD及びEAD

の推計値と実績値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

5 前各項に掲げる比較及び検証は、次に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

一 可能な限り長期にわたる過去のデータが使用されていること。

二 比較に用いられる方法及びデータを明確に記載した書類が整備されていること。

(外部データによる内部格付制度の検証)

第二百十一条 内部格付手法採用金庫は、前条に掲げる検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行わなければならない。

2 前項に掲げる検証の手法は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

一 分析に用いるデータが、分析の対象となるポートフォリオに対して適切であり、定期的に更新され、かつ、関連する観測期間にわたるものであること。

二 長期の実績データに基づくものであること。

三 景気循環による構造的な影響を受けないものであること。

四 検証手法、データ・ソース又は対象期間の変更に関する書類が整備されていること。

(推計値の是正)

第二百十一条 内部格付手法採用金庫は、PD、LGD 又は EAD の推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けなければならない。

2 前項に掲げる基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用金庫は、景気循環その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れなければならない。

3 PD、LGD 又は EAD の実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用金庫は、PD、

LGD 又は EAD の実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しなければならない。

第七款 開示

(開示)

第二百十三条 内部格付手法採用金庫は、金融厅長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を開示しなければならない。

ければならない。

第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百四条 内部格付手法を用いるための金庫については、第一条及び第十二条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

- 2 前項の場合においては、第五条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券（次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六一五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三六パーセント」とあるのは「〇・六六パーセント」と、第六条第二項中「前条第一項第一号から第二号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券（第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第八条第二項中「その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第六条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「第六条第一項に定める控除項目の額」と、第十条第一項中「一十五〇」とあるのは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、第十四条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券（次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「一・二五パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・三六パーセント」とあるのは「〇・六六パーセント」と、「一・二五パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六一五パーセント」とあるのは「〇・六六パーセント」と、第十五条第二項中「前条第一項第一号から第二号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第二号までに掲げるもの及びその他有価証券（第一項第一号に規定する意図的に保有してい

る他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第十六条第二項中「その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「前条第一項に定める控除項目の額」と、第十八条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十一・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と読み替えるものとする。

第九款 株式等エクス・ポージャーに対する内部モデル手法の最低要件

(株式等エクス・ポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百十五条 内部格付手法採用金庫は、第二百四十二条第七項に定める内部モデル手法を用いる場合(第二百四十二条第四項において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式等エクス・ポージャー」とあるのは「エクス・ポージャー」と読み替えるものとする。)は、金融厅長官及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(承認申請書の提出)

第二百十六条 内部モデル手法の使用について前条の承認を受けようとする金庫は、承認申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 理由書
 - 2 前項第一号に規定する責任者の履歴書
 - 3 当該金庫が用いる内部モデルの手法及び内部モデル推計値の利用方法が、次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
 - 4 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(内部モデル手法の承認の基準)

第二百十七条 金融厅長官及び厚生労働大臣は、第二百十五条の内部モデル手法の承認をしようとする

る場合、承認申請書を提出した金庫が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

二 内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

三 検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

2 前項第一号の「リスクの定量化に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 内部モデルに基づき算出された損失額が、当該金庫が保有する株式等エクスポート・ジャマーの長期のリスク特性に関する市況の悪化に対し、頑健なものであること。

二 株式投資の収益率分布を導出するに当たって、当該金庫が保有する株式等エクスポート・ジャマーのリスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータが用いられていること。

三 所要自己資本の額の算出に当たって、保守的かつ統計的に信頼できる推計結果を得るのに十分なデータが用いられていること。

四 第一号に掲げる市況の悪化を考慮する結果、関連する長期の市況又は景気の循環における潜在的な損失の推計が保守的に導出されていること。

五 内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、保守的かつ一貫性のあるものであって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 内部モデルによる推計の際に、当該金庫の保有する株式等エクスポート・ジャマーに関連する景気後退期を含む長期のデータを用いていない場合は、内部モデルに適切な調整が加えられたものであること又は内部モデルの推計結果が長期のデータを用いた場合と同様に保守的かつ実際的なものとなるよう入手可能なデータの実証分析に基づき様々な要因に調整が加えられていること。

ロ バリュー・アット・リスク・モデルを構築する際に四半期より短いデータを四半期データと

同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものである

こと。

ハ データが不十分な場合又は適切な推計が困難となるような技術的制約がある場合は、推計値が適切となるように保守的な修正が加えられていること。

六 内部モデルが、当該金庫の保有する株式等エクスボージャーのポートフォリオの信用リスクの特性及び複雑性に見合ったものであること。

七 株式等エクスボージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、利用可能で関連のある重要なデータ及び手法が用いられており、かつ、次に掲げる要件がすべて満たされていること。

イ 抽出標本の数及びデータ期間が、当該推計値が正確かつ頑健であることを信頼させるに足りるものであること。

ロ 収益率のボラティリティを推計するに当たっては、標本バイアス及び生存者バイアスを抑制するために、適切な措置が取られていること。

ハ 厳格かつ包括的なストレス・テストが実施されていること。

九 内部モデルが次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 一般的な市場リスク及び当該金庫が保有する株式等エクスボージャーのポートフォリオに特有のリスクその他の株式等エクスボージャーの収益に関するすべての重要なリスクを適切に捕捉できるものであること。

ロ 過去の価格変動を適切に説明し、潜在的な集中の構成の程度及び変化を捕捉し、かつ、市場環境の悪化に対して頑健なものであること。

ハ 推計に用いるデータとして抽出されたエクスボージャーの母集団が、金庫が保有する株式等エクスボージャーの母集団と類似又は合致したものであること。

十一 分散・共分散法その他の手法により株式等エクスボージャーのポートフォリオの明示的な相関を内部モデルに組み込む場合は、当該相関が実証分析によつて裏付けられていること。

十二 個別の株式等エクスボージャーと代理変数、市場指標及びリスク・ファクターを紐付ける場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 当該紐付けの方法は信頼するに足りるものであつて、確からしく、かつ、概念的に健全なもの

のであること。

- 口 紐付けの手法及び過程が、当該金庫が保有する個別の株式等エクス・ポージャーに対して適切であることが理論的及び実証的な根拠によつて裏付けられていること。

ハ 当該金庫の保有に係る株式等エクス・ポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たつて、人的判断が定量的手法と組み合わされている場合は、定量的手法では考慮されなかつた関連する重要な情報が人的判断において考慮されていること。

十二 ファクター・モデルを使用する場合は、当該ファクター・モデルは、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 使用されるリスク・ファクターは、当該金庫の保有に係る株式等エクス・ポージャーのポートフォリオに固有のリスク特性を捕捉するのに十分なものであること。

ロ 使用されるリスク・ファクターは、当該金庫の保有に係る株式等エクス・ポージャーの主要な部分が属する市場の適切な特性に対応したものであること。

ハ 一般的な市場リスク及び当該金庫の保有に係る株式等エクス・ポージャーに特有のリスクを捕捉できることその他の当該リスク・ファクターの選択の適切性が実証的な分析によつて裏付けられていること。

3 第一項第一号の「内部統制に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 内部モデルと内部モデルを構築する過程について確立した指針、手続及び統制が設けられていること。

二 内部モデルが、金庫全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクス・ポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる事項について利用されていること。

イ 最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価

ロ 株式等エクス・ポージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価

ハ 保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価

三 内部モデルの修正の承認、内部モデルの入力値の審査、内部モデルの出力値の検証その他の内部モデルを構築する過程に係るすべての要素について定期的かつ独立した見直しが行われるように、確立した経営システム、手続及び統制機能が設けられていること。

四 投資限度が設けられており、かつ、株式等エクスポートオーナーの額を監視する適切なシステム及び手続が設けられていること。

五 内部モデルの設計及び運用について責任を負う部署が、個々の投資の管理について責任を負う部署から機能的に独立していること。

六 内部モデルの設計に関するすべての部署が十分な能力を持つており、かつ、十分な技能をもつた人員が当該部署に配属されていること。

4 第一項第二号の「検証に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが設けられており、かつ、当該検証は、当該金庫をして内部モデル及び内部モデルを構築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能ならしめるものであること。

二 年一回以上、景気循環を含む可能な限り長期のデータを用いて、実現及び未実現の損益から算出される収益率の実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値との乖離の度合いを比較し、当該実績値が当該金庫の保有する個別の株式等エクスポートオーナー及び株式等エクスポートオーナーのポートフォリオについて予想された範囲内に収まっていることを示すことができること。

三 次に掲げる要件を満たす外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施していること。

イ 当該金庫の保有する株式等エクスポートオーナーのポートフォリオに照らして適切なものであること。

ロ 定期的に更新され、適切な観測期間を包含するものであること。

ハ 様々な経済的状況を含む長期にわたるものであること。

四 前号に掲げる要件を満たす内部モデルを見直すための明確な基準を設けていること。

五 次に掲げる要件を満たす内部モデルを見直すための明確な基準を設けていること。

イ 内部モデルに基づく推計値が実績値から有意に乖離した場合その他の内部モデルの有効性が疑わしくなった場合における対処方法が設けられていること。

ロ 景気循環その他の株式等エクスポートジャーナーの収益の構造的な変動要因の影響が考慮されること。

ること。

六 当該金庫の株式等エクスポートジャーナーに対する投資における四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースが構築され、かつ、維持されていること。

七 内部モデルでボラティリティを用いている場合はその推計値及び内部モデルで用いた代理変数の適切性について事後的な検証が行われていること。

八 四半期の予測に関するデータを異なる期間の予測に関するデータに変換した上で保存されており、かつ、保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。

(書類の整備)

第一百八十八条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、内部モデル及び当該内部モデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を整備しなければならない。

2 前項に掲げる書類は、内部モデルの設計及びその運用の詳細にわたるものであって、かつ、リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証するものでなければならない。

3 第一項に掲げる書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 内部モデルを当該モデルの作成の際に用いたポートフォリオのセグメントと異なるポートフォリオのセグメントに属する株式等エクスポートジャーナーへの適用状況

二 当該内部モデルに基づく推計の手法

三 内部モデルの作成、内部モデルの承認及び内部モデルの検証を担当する部署の責任

四 内部モデルの承認及び内部モデルの見直しに関する手続

五 内部モデルの手法を採用した理由（当該内部モデル及び内部モデル作成の手続によれば、当該

金庫が保有する株式等エクスポートジャーナーのリスクを適切に判別する推計結果が導かれる）ことを裏

付ける分析を含むもの）

六 内部モデルの主要な変更履歴及び直近の検証結果に基づく内部モデルを作成する手続の変更並びに当該変更と前条第四項第五号に掲げる内部モデルの検証基準との整合性（当該検証基準に基づき当該変更が行われた場合に限る。）

七 当該内部モデルの基礎となる理論、前提、係数及び変数の数学的及び実証的な根拠並びにモデルの推計に使用したデータ・ソースの詳細な内容

八 モデルの作成に利用した評価対象期間以外の期間及びモデルの作成に利用した標本以外の標本を利用したテストその他の説明変数の選択の適切性を検証するための統計的な手続

九 当該内部モデルが十分に機能しなくなる状況

4 前条第二項第十一号に掲げる代理変数、市場指標及び紐付けを用いている場合は、第一項に掲げる書類に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該金庫が保有する株式等エクスポートジャーナーのリスクと用いる代理変数及び紐付けが整合的であること。

二 代理変数及び紐付けは、当該金庫が保有する株式等エクスポートジャーナーに関連する重要な過去の経済状況及び市場状況に基づくものであるか、又は適切な調整が行われたものであること。

三 代理変数及び紐付けが、当該金庫の保有する株式等エクスポートジャーナーの潜在的リスクの推計を頑健なものとしていること。

5 前条第二項第五号イからハまでに掲げる調整、変換又は修正の内容及びこれらの基礎となる分析

6 前条第二項第十号に掲げる相関を内部モデルに組み込む際に用いる手法の詳細

7 前条第四項第二号に掲げる実績値と内部モデルに基づく推計値の乖離の度合いの比較及び同項第三号に掲げる内部モデルに基づく推計の結果と外部データ・ソースとの比較において用いた手法及び手法の変更履歴並びにデータ及びデータの変更履歴

（届出）

第二百十九条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならぬ。
い。

一 第二百十六条第一項各号の事項に変更があった場合

二 内部モデルを変更した場合

三 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じた場合

(要件逸脱時の改善計画)

第二百二十条 前条第三号に掲げる事由が生じた場合、第二百十五条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、速やかに当該事由を改善するための計画について金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を得なければならない。

2 前項に規定する場合において、当該内部格付手法採用金庫は、当該事由を改善する旨の計画の完了について金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を得るまでの間は、内部モデル手法に代えて簡易手法を用いて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(承認の取消し)

第二百二十二条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合において、内部格付手法採用金庫が内部モデル手法を用いて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、当該内部格付手法採用金庫の第二百十五条の承認を取り消すことができる。

一 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じたとき。

二 第三百十八条に掲げる書類を作成しなかつた場合又は整備しなかつた場合

第六章 証券化エクスボージャーの取扱い

第一節 総則

(証券化エクスボージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十二条 第四章及び前章の規定にかかるらず、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

(証券化エクスポージャーの控除項目)

第二百一十三条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

二 信用補完機能を持つI/Oストリップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第一百二十四条 金庫は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二 当該金庫が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、金庫の倒産手続等においても当該金庫又は当該金庫の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に金庫から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第一号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

イ 当該金庫が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。

ロ 当該金庫が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該金庫に対する請求権を含むものでないこと。

四 原資産の譲受人が証券化目的導管体であつて、かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定し、又は譲渡する権利を有すること。

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該金庫が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

ロ 謙渡日以降に当該金庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

ハ 証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の当該金庫以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

六 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすものであること。

イ クリーンアップ・コールの行使は、当該金庫の裁量にのみ依存すること。

ロ クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家の保有する証券化エクスポージャーに対して信用補完を提供する目的で組成されたものでないこと。

ト。

ハ クリーンアップ・コールの行使は、原資産又はオリジネーター以外のものが保有する未償還の証券化エクスポージャーの残高が当初の残高の十パーセント以下となつた場合に限られる

こと。

七 契約外の信用補完等を提供していないこと。

2 第四章第六節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、

合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、

第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち

最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第一号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含

み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスボージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

ロ 原資産を構成するエクスボージャーの平均的な信用力の向上を目的として、金庫が原資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項

ハ 原資産を構成するエクスボージャーの信用力の低下に伴い信用補完の対価が上昇する条項

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に金庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ 原資産を構成するエクスボージャーの信用力の低下に応じて投資家、第三者である信用補完提供者その他の当該金庫以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

ミ 信用リスク削減手法に係る契約は、関連のある法律に照らして適法かつ有効に成立しており、当該契約の諸条項に従つて強制執行可能なものであることにつき、弁護士等の意見書を取得していること。

3 クリーンアップ・コールの行使が信用補完を提供する効果を有する場合には、金庫が契約外の信用補完等を提供したものとみなす。

第二節 証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 標準的手法の取扱い

(標準的手法における証券化エクスボージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法においては、証券化エクスボージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分 リスク・ウェイト (パーセント)	6—1 二十	6—2 五十	6—3 百	6—4 自己資本控除	6—5
--------------------------------	-----------	-----------	----------	---------------	-----

ロ イ以外のとき

信用リスク区分 リスク・ウェイト (パーセント)	6—1 二十	6—2 五十	6—3 百	6—4 自己資本控除	6—5
--------------------------------	-----------	-----------	----------	---------------	-----

二 短期格付の場合

信用リスク区分 リスク・ウェイト (パーセント)	7—1 二十	7—2 五十	7—3 百	7—4 自己資本控除
--------------------------------	-----------	-----------	----------	---------------

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスボージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスボージャーは自己資本控除とする。

- 一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合
- 二 金庫が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合
- 三 適格格付機関が当該証券化エクスボージャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第九十七条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして金庫が保有するエクスボージャーの信用リスクを適切に反映していること。

- 二 当該格付は、証券化エクスボージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与さ

れたものである」と。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

4 第二項第一号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるもののをいう。

一 金庫が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもつて利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャーバ)とに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

5 第二十四条の規定は、金庫が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

6 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスボージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに對して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先部分（証券化エクスポージャーであって、裏付資産の全額に対し、金利スワップ、為替スワップのカウンター・パートの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

二 金庫が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

7 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、同項各号に定めるリスク・ウェイトに代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百分比のうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券

化取引において、最劣後部分が当該証券化エクス・ボージャーに対し十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合

二 当該証券化エクス・ボージャーが投資適格以上に相当すると認められる」と。

三 金庫が、当該証券化エクス・ボージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

8 第一項の規定にかかるらず、第二項の規定に基づき無格付とされる適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクス・ボージャーについては、当該証券化エクス・ボージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクス・ボージャーの与信相当額とする。

- 一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント
 - 二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント
 - 三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント
 - 四 市場が機能不全となつている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント
 - 五 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
 - 六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクス・ボージャー 百パーセント
- 2 金庫は、一の証券化エクス・ボージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛け目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 金庫がオリジネーターでない場合において、証券化エクス・ボージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該金庫は、被保証債権又は原債権である証券化エクス・ボージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなけ

ればならない。

- 2 第四章第六節は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていない」とあるのは「超えていないこと」。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに對して提供されている場合、エクスposureの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスposureのものとする。」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

- 第二百二十八条 金庫は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスposureの債務者たる証券化目的導管体に對して、ターム型(信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。)エクスposure及びリボルビング型エクスposureにより構成される原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスposureの額のうち、リボルビング型エクスposureを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛け目及び対象となるエクスposureに係る証券化取引が行われなかつた場合に原資産に對して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセツトの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスposureの信用リスク・アセツトの額又は原資産が証券化されなかつた場合の原資産の信用リスク・アセツトの額のいずれか大きい額を上限とする。
- 一 原資産の補充が行われる仕組の取引であつて、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により金庫が新規のエクスposureを裏付資産に追加することを禁じられている場合
- 二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである金庫に溯及しない場合
- 三 金庫が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負つている場合
- 四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である金庫の財務状態に無関

係な事由のみを早期償還事由とする場合

- 2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	上記以外の場合 (パーセント)
トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目
百二十三・三三以上	掛目
リテール向けエクス ポージャーの場合	掛目
百三十三・三三未満百以上	掛目
五十未満七十五以上	掛目
百三十三・三三未満百以上	掛目
五十未満五十以上	掛目
百	掛目
五十未満	掛目
右記以外の場合	右記以外の場合

(注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保する

とを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目

をいう。

任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	上記以外の場合 (パーセント)
トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目
リテール向けエクス ポージャーの場合	掛目
五十未満五十以上	掛目
百三十三・三三未満百以上	掛目
百未満七十五以上	掛目
七十五未満五十以上	掛目
五十未満	掛目
右記以外の場合	右記以外の場合

第二款 内部格付手法の取扱い

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第一百二十九条 内部格付手法採用金庫は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に對して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、金庫がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

(信用リスク・アセットの計算手法)

- 2 第二百三十五条 内部格付手法採用金庫は、格付又は第二百三十二条第二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。
- 2 第二百三十五条第一項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。
- 3 内部格付手法採用金庫は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。
- 4 内部格付手法採用金庫は、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内のものに限る。）に対する流动性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。
- 5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(所要自己資本の上限)

第二百三十二条 内部格付手法採用金庫が一の証券化取引について保有する証券化エクスボージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

- 2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百二十三条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

		信用リスク区分									
		当該証券化エクスボージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）					当該証券化エクスボージャーが六未満の場合（パーセント）				
8 12	8 11	8 10	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1
					六十	三十五	二十	十二	十	八	七
						五十	三十五	二十	十八	十五	十一
							七十五	三十五	二十五	二十	一五
											三十
自 己 資 本 控 除	六 百 五 十	四 百 二 十 五	一 百 五 十								

(注) Nとは、第一百三十七条第一項又は第二項に定めるエクスボージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合リスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスボージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）
7—1	七	十二	三十
7—2	十二	二十	三十五
7—3	六十	七十五	七十五
7—4	自己資本控除		

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスボージャーは、当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスボージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスボージャーに劣後するものである」と。

二 参照証券化エクスボージャーに付与された格付は、第一百三十五条第四項に定める証券化取引を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスボージャーに対する適格格付機関による格付の変更における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法採用金庫は、参照証券化エクスボージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスボージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第一百三十二条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクススポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクススポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるようにより算出する。

$$1 \quad \text{信用リスク} \cdot \text{アセット} = \text{所要自己資本の額} \times 12.5$$

11 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

$$\text{イ } 0.0056 \times T$$

この式においては、(T) は、第二百三十六条の規定により算出したエクススポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

$$\square S[L+T] - S[L]$$

この式においては、(L) は、第二百三十五条の規定により算出した信用補完レベルを表すものとする。以下同じ。

2 前項に掲げる「指定関数 (S[x])」又は、以下に定めた関数をいう。

$$S[L] = \begin{cases} L \\ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + (d \cdot K_{IRB} / 20)(1 - e^{20(K_{IRB} - L) / K_{IRB}}) & (K_{IRB} < L) \end{cases} \quad (L \leq K_{IRB}) \text{ とき}$$

$$h = (1 - K_{IRB} / \underline{LGD})^N$$

$$c = K_{IRB} / (1 - h)$$

$$\nu = \frac{(\underline{LGD} - K_{IRB}) K_{IRB}}{N} + 0.25 (1 - \underline{LGD}) K_{IRB}$$

$$f = \left(\frac{\nu + K_{IRB}^2}{1 - h} - c^2 \right) + \frac{(1 - K_{IRB}) K_{IRB} - \nu}{1000 (1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - Beta [K_{IRB}; a, b])$$

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - Beta [L; a, b]) L + Beta [L; a + 1, b] c).$$

この式において、Beta [L; a, b]、K_{IRB}、N、LGDは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Beta [L; a, b] Lで評価したパラメータa及びbをもつ累積ベータ分布

K_{IRB} 次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百三十七条の規定により算出したエクスボージャーの実効的な個数

LGD 第百四十九条第五項又は第二百三十八条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスボージャーの加重平均 LGD

3 第一項による算出された値が「[百]十ペーセン」以上である場合、当該証券化エクスボージャーは「[百]資本控除」と呼ばれる。

4 前項で「[百]資本控除」とされた証券化エクスボージャーの個別資本引当金又は裏付資産に係る購入債権の「エクスカウント部分（返金を要しないものに限る）」がある場合には、当該資本控除の額は、元の額を減額した額とする。」が適用される。

(所要「[百]資本率 (K_{IRB}))

第1「百」十四条 前条第一項に掲げる「所要「[百]資本率 (K_{IRB})」」は、裏付資産のエクスボージャーの総額に対する裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットのハペーチャーの合計額が占める割合を小数で表したものること。

- 2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関する証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

- 3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

- 4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスボージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスボージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスクOUNT部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

（信用補完レベル（L））

第一百三十五条 第一百三十三条第一項第一号ロに掲げる「信用補完レベル（L）」とは、裏付資産のエクスボージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの総額が占める割合を小数で表したものという。

- 2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

- 3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つI/Oストリップスを計算に含めてはならない。

- 4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスボージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスボージャーの額は、当該エクスボージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスボージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。
- 5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であつて、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスボージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスボージャーとして扱うことができる。

（エクスボージャーの厚さ（T））

第一百三十六条 第一百三十二条第一項第一号イに掲げる「エクスボージャーの厚さ（T）」とは、裏付資産のエクスボージャーの総額に対して当該証券化エクスボージャーの額が占める割合を小数で

表したものを持つ。

2 エクススポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十二条までの規定を準用する。」の場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(エクススポージャーの実効的な個数 (N))

第一 [百三]十七条 第一 [百三]十二条第二項に掲げる「エクスspoージャーの実効的な個数 (N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD_iは、裏付資産に含まれる第i番目のエクスspoージャー (同一債務者に対する複数のエクスspoージャーは一つのエクスspoージャーとみなす。) のEAD

2 証券化エクスspoージャーを裏付資産とする証券化エクスspoージャーについて前項の計算を行う場合、当該裏付資産である証券化エクスspoージャーのEADを用いる。

3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスspoージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合 (C_i) が明らかな場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスspoージャーの実効的な個数 (N) を算出する。」とする。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

(裏付資産の加重平均LGD (LGD))

第一 [百三]十八条 第一 [百三]十二条第一項に掲げる「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式による算出される値をいう。

$$\underline{LGD} = \frac{\sum LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD_iは、第i番目のエクスspoージャー (同一債務者に対する複数のエクスspoージャーは一つのエクスspoージャーとみなす。) のLGD

- 2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスボージャーについては、前項の規定にかかるず、LGDを
第一百四十八条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

- 3 証券化エクスボージャーを裏付資産とする証券化エクスボージャーについては、前二項の規定に
かかるず、LGDを百パーセントとする。

- 4 第百四十八条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用行が、裏付資産のデフォルト・リスク
及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスボージャーについて、当該裏付資産の加重平
均LGDを算出する場合に準用する。

(N及びLGDの計算における簡便法)

- 第一百三十九条 第一百三十二条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスボ
ージャーのときは、同条第二項の規定にかかるず、h及びvを零じすることができる。

- 2 第一百三十七条第三項に規定する (C_1) が〇・〇三以下の場合には、前条第一項の規定にかかる
ず、LGDは〇・五〇とし、エクスボージャーの実効的な個数 (N) は、第一百三十七条第一項の規定
にかかるず、次の計算式で求められる値とする。ただし、 C_m が明らかでない場合は、

$$N \approx \frac{1}{C_1} \cdot \mu + \nu$$

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m-1} \right) \max\{1-mC_1, 0\} \right)^{-1}$$

C_m は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順にm個のエクスボージャ
ーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

(内部評価方式)

- 第一百四十条 内部格付手法採用金庫は、金融厅長官及び厚生労働大臣の承認がある場合、内部評価
方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

- 2 内部格付手法採用金庫は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第
一百三十二条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージ
ヤーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 金融庁長官及び厚生労働大臣は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出する」とが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十二条 内部格付手法採用金庫は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一 ABCP に対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二 ABCP プログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該 ABCP プログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の金庫の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿つたものであること。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とする ABCP プログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とする ABCP の格付を行っているものに限る。

六 ABCP に対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七 ABCP に格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスボージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCP の格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCP に内部評価手法を用いることにつき金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を得た場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCP を担当する事業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスボージャーの実績が対応する内部評価が恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二 ABCP プログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 ABCP プログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスボージャーのプール」とに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策が ABCP プログラムに組み込まれていること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第一百四十二条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについて外部格付準拠方式

又は内部評価方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 市場が機能不全となつている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額とする。

3 第二百三十二条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことのできないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもつて、信用リスク・アセツトの額とことができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全に陥っている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百四十三条 第二百一十六条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛け目は百パーセントとする。

(適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条 第二百一十六条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトを計算する場合に準用する。

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十五条 第百二十八条第一項、第三項及び第四項、第百三十一条第三項から第五項まで並びに第百三十二条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「証券化エクスボージャー」と、「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスボージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用する。

一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスボージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合

二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスボージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第一百四十六条 第二百二十八条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、投資家の保有に係る証券化エクスボージャーの額とは、証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額をいう。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有に係る証券化エクスボージャーの額に第二百二十八条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

第七章 オペレーションナル・リスク

(オペレーションナル・リスク相当額の算出)

第一百四十七条 金庫は、オペレーションナル・リスク相当額の算出に当たつては、基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法を用いるものとする。

(基礎的手法)

第二百四十八条 基礎的手法を用いて算出するオペレーションナル・リスク相当額は、一年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用をえたものをいう。以下この章において同じ。）に〇・一五を乗じて得た額の直近三年間の平均値とする。ただし、直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合には、当該正の値とならない年以外の年の粗利益の合計額に〇・一五を乗じて得た額を当該正の値とならない年以外の年数で除して得た額とする。

2 金庫は、前項に定める粗利益の計算において、役務取引等費用のうちアウトソーシング（金庫の業務の一部が他の者に委託され、当該他の者の日常的な管理の下で行われることをいう。）の費用に当たらないものについては、役務取引等費用から除くことができる。

(粗利益配分手法)

第二百四十九条 粗利益配分手法を用いて算出するオペレーションナル・リスク相当額は、一年間の粗利益を業務区分（別表第一の中欄に掲げるものをいう。以下同じ。）に配分した上で、当該業務区分に応じ、同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下この条及び第一百六十二条において「業務区分分配分額」という。）をすべての業務区分について合計したもの（以下この条及び第二百六十三条において「年間合計額」という。）の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計額が負の値である場合には、零として平均値を計算するものとする。

2 前項において、一の業務区分に係る業務区分分配分額が負の値である場合には、当該業務区分分配分額を他の業務区分に係る業務区分分配分額のうち正の値であるものと相殺することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項に規定する粗利益について準用する。

(粗利益配分手法の承認)

第二百五十条 金庫は、金融厅長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合に、粗利益配分手法を用いることができる。

- 2 前項の承認を受けた金庫は、第二百五十四条に基づき承認が取り消された場合又は先進的計測手法の使用につき第二百五十六条第一項の承認を受けた場合を除き、粗利益配分手法を継続して用いなければならない。

(承認申請書の提出)

第二百五十一条 粗利益配分手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融厅長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 自「資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 オペレーション・リスク管理指針（オペレーション・リスク（金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険をいう。以下同じ。）の評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類
 - 四 粗利益を業務区分に配分する基準及び手順について明確かつ詳細に記載した書類
 - 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (承認の基準)

第二百五十二条 金融厅長官及び厚生労働大臣は、粗利益配分手法の使用について第二百五十条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 オペレーション・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、理事会及び担当理事（オペレーション・リスクの管理について業務執行権限を授権されたものをいう。以下この条において同じ。）の責任が明確化されていること。

二 事業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門（以下この条において「管理部門」という。）を設置していること。

三 管理部門、各業務部門及び内部監査を行う部門において、オペレーショナル・リスクの管理のために十分な人材が確保されていること。

四 管理部門により、オペレーショナル・リスクを特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、削減するための方策が策定されていること。

五 オペレーショナル・リスクを評価するための体制が、管理体制と密接に関連していること。

六 オペレーショナル・リスク損失（別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、理事会及び担当理事に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七 内部監査を行う部門により、管理部門及び各業務部門における活動状況を含めた管理体制に対して定期的な監査が行われていること。

（変更に係る届出）

第一百五十三条 粗利益配分手法を用いる金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、金庫は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該金庫のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第一百五十四条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、第一百五十条第一項の承認を受けた金庫が第二百五十二条各号に掲げる基準に適合しないこととなつた場合であつて、粗利益配分手法を用いてオペ

レーショナル・リスク相当額を算出する」ことが不適当と判断したときは、当該承認を取り消すことができる。

(先進的計測手法)

第二百五十五条 先進的計測手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、金庫の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスクの計測手法に基づき、片側九十九・九パーセントの信頼区間で、期間を一年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額に相当する額とする。ただし、当該期間におけるオペレーショナル・リスク損失の額の期待値が適切に把握され、当該期待値に相当する額の引当が行われている場合には、当該最大のオペレーショナル・リスク損失の額から当該期待値を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額とすることができる。

(先進的計測手法の承認)

第二百五十六条 金庫は、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合に、先進的計測手法を用いることができる。

2 前項の承認を受けた金庫は、第二百六十二条に基づき承認が取り消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければならない。

(承認申請書の提出)

第二百五十七条 先進的計測手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスクの計測（オペレーショナル・リスク相当額の算出方法を含む。）及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四 先進的計測手法実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日
- 二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位（オペレーション・リスク相当額を算出する範囲に含まれる金庫及び連結の範囲に含まれる法人等（第七条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）をいう。以下この章において同じ。）

（予備計算）

第二百五十八条 先進的計測手法の使用について第二百五十六条第一項の承認を受けようとする金庫は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前事業年度の中間予備計算報告書に代えて、当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成しなければならない。

- 2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする金庫は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に届出を行わなければならない。
- 3 金庫は、前条第一項に定める承認申請書の提出に先立つて、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後二月以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならぬい。

(承認の基準)

第二百五十九条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、第二百五十六条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、第二項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 第二百五十二条各号に規定する基準（）の場合において、同条第二号中「事業部門」とあるのは「他の部門」と、同条第四号中「評価し」とあるのは「計測し」と、同条第五号中「評価する」とあるのは「計測する」とする。）

二 各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために、オペレーショナル・リスク損失の額、オペレーショナル・リスク相当額その他のオペレーショナル・リスクに関する情報報を適切に活用していること。

三 オペレーショナル・リスクの計測手法におけるオペレーショナル・リスクに関する情報の取扱い方法が明確化されており、金融庁長官及び厚生労働大臣が必要に応じて検証することができるよう整備されていること。

四 先進的計測手法実施計画が合理的なものであること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 オペレーショナル・リスクの計測手法において、オペレーショナル・リスクの損失事象が適切に把握されていること。

二 リスクの特性、損失事象の種類（別表第二の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）、業務区分その他の区分に応じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合は、当該区分に応じて算出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計すること。ただし、当該区分に応じて算出された各オペレーショナル・リスク相当額の間の相関関係が適切に把握されているときは、当該相関関係に基づいてオペレーショナル・リスク相当額の調整を行うことができる。

三 オペレーショナル・リスク相当額の算出において、内部損失データ（金庫の内部で生じたオペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。以下同じ。）、外部損失データ（金庫の外部から

収集したオペレーションナル・リスク損失に関する情報であつて、金庫におけるオペレーションナル・リスクの管理に資するものをいう。以下同じ。) 及びシナリオ分析 (重大なオペレーションナル・リスク損失の額及び発生頻度について、専門的な知識及び経験並びにオペレーションナル・リスクに関する情報に基づいて推計する手法をいう。以下同じ。) が適切に用いられていること。また、業務環境及び内部統制要因 (オペレーションナル・リスクに影響を与える要因であつて、金庫の業務の環境及び内部統制の状況に関するものをいう。以下同じ。) が適切に反映されていること。

四 オペレーションナル・リスク相当額の算出において、三年以上の期間にわたり金庫が収集した内部損失データが用いられていること。

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

- イ 内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに含まれるオペレーションナル・リスク損失の額及び回収額を業務区分ごとに、損失事象の種類に応じて配分した結果について、金融庁長官及び厚生労働大臣の求めに応じて提出できるよう整備していること。
- ロ 内部損失データには、金庫のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーションナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。
- ハ ロに定める閾値は、百万円以下で金庫が定めた値とすること。
- 二 内部損失データは、各損失事象が発生した日付 (発生した日付が不明な場合は発覚した日付とすることができる)、当該損失事象についてのオペレーションナル・リスク損失の額、回収額及び発生要因に関する情報を含むこと。損失事象の発生要因に関する情報は、オペレーションナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとすること。
- ホ 情報システム部門その他の複数の業務区分に関する特定の業務を集中的に行う部門におけるオペレーションナル・リスク損失のデータ及び複数の業務区分に分類する基準並びに異なる時点に発生した相互に関連する複数の損失事象から発生したオペレーションナル・リスク損失のデータを損失事象の種類に応じて分類する際の基準を作成していること。

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーションナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク。

アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク損失データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物）であつて、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）においてすべて特定されていること。

六 外部損失データには、オペレーショナル・リスク損失の額、損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を判断するために必要なその他の情報が含まれていること。また、外部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出のために使用する条件及び方法並びにそれらを決定するための手続が体系的に規定されており、かつ、当該規定が定期的に検証されていること。

七 シナリオ分析においては、損失額が大きい損失事象の発生が合理的に想定されていること。また、その結果については、実際のオペレーショナル・リスク損失との比較による検証が適切に行われていること。

八 オペレーショナル・リスクの計測手法に、業務環境及び内部統制要因を反映するに当たって、以下の基準が満たされていること。

- イ 各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響が可能な限り定量化されていること。
- ロ 各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響を定量化する際には、各要因の変化に対するリスク感応度及び要因ごとの重要性が合理的に考慮されていること。また、業務活動の複雑化及び業務量の増加による潜在的なリスクの増大の可能性が適切に勘案されていること。
- 九 内部損失データ及び外部損失データの使用方法並びに業務環境及び内部統制要因の反映方法の適切性が検証されていること。

十 第二条及び第十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。この場合においては、第二百四十二条第一項の規定を準用する。

- 4 先進的計測手法採用金庫は、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、四年以上の期間にわたり、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後は、五年以上の期間にわたり、金庫が収集した内部損失データに基づいてオペレーショナル・リスク相

当額を算出しなければならない。

- 5 先進的計測手法採用金庫は、金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を開示しなければならない。

(変更に係る届出)

- 第一百六十条 先進的計測手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条第一項から第五項までに規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

- 2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、先進的計測手法採用金庫は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該先進的計測手法採用金庫のオペレーション・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

- 第二百六十一条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項第二号に規定する場合であつて、先進的計測手法を用いてオペレーション・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百五十六条第一項の承認を取り消すことができる。

(先進的計測手法の適用範囲の原則)

- 第二百六十二条 先進的計測手法採用金庫は、すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法を用いなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用金庫は、先進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について、業務区分ごと又は法人単位ごとに基礎的手法又は粗利益配分手法を用いる旨を先進的計測手法実施計画において定めている場合は、その定めに従つて先進的計測手法を用いることができる。ただし、先進的計測手法採用金庫は、先進的計測手法の使用を開始する時点において、オペレーション・リスク相当額の相当部分を先進的計測手法で算出していなければならぬ。

(部分適用の特例)

第二百六十三条 前条第一項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用金庫は、先進的計測手法実施計画に記載がある場合には、次に掲げる基準に適合するときに限り、業務区分又は法人単位の一部について先進的計測手法を用い、その他の業務区分又は法人単位については基礎的手法又は粗利益配分手法（業務区分の一部について先進的計測手法を用いない場合には、粗利益配分手法に限る。）を用いることができる。

一　すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法、基礎的手法又は粗利益配分手法のいずれかの手法によりオペレーショナル・リスク相当額が算出されていること。

二　先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は法人単位について、先進的計測手法を使用するための定性的基準を満たしており、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位が、第二百五十二条に掲げる基準を満たしていること。

三　先進的計測手法採用金庫が法人単位ごとに異なる手法を用いるときは、すべての重要な法人単位（異なる手法を適用することにより、算出されるオペレーショナル・リスク相当額が当該法人単位のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人単位及び当該法人単位の粗利益が先進的計測手法採用金庫の連結財務諸表に基づく粗利益の一パーセント以上を占める法人単位をいう。）について先進的計測手法を用いること。

四　先進的計測手法採用金庫が業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、重要な業務区分（年間合計値に占める業務区分割合の割合が、三年連続して当該先進的計測手法採用金庫の連結財務諸表に基づく粗利益の一パーセント以上を占める業務区分又は過去三年以内に重大なオペレーショナル・リスク損失が発生した業務区分をいう。）については先進的計測手法を使用し、かつ、業務区分ごとに適切な管理体制を構築していること。

五　先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用金庫の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超えないこと。

2　前項第四号において、「過去三年」とあるのは、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、「過去四年」と、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した

日以後は、「過去五年」とする。

- 3 第一項の場合において、先進的計測手法採用金庫が、前条第二項の規定により先進的計測手法を用いてオペレーションナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位を段階的に拡大しようとするときは、段階的な拡大の期間の終了の時点において、すべての重要な業務区分又は法人単位について先進的計測手法を用いていることを要するものとする。

(リスク削減)

第二百六十四条 先進的計測手法採用金庫は、次に掲げる要件を満たす場合には、オペレーションナル・リスク相当額の二十パーセントを限度として、オペレーションナル・リスクに対する保険契約に基づく保険金支払限度額の範囲において、オペレーションナル・リスク相当額の削減を行うことができる。
一 先進的計測手法採用金庫が契約する保険会社又は外国保険業者が、適格格付機関から4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与されていること。

二 契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。契約の残存期間が一年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてオペレーションナル・リスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと。ただし、当該残存期間が九十日以内の場合には、保険によるオペレーションナル・リスク相当額の削減は認められない。

三 保険会社又は外国保険業者からの通知により保険契約の解約が可能な場合には、九十日以上の事前通知期間が設けられていること。

四 保険契約において、先進的計測手法採用金庫が行政処分を受けた場合又は破綻した場合について保険の対象から除外される規定又は保険が制限される規定が設けられていないこと。

五 オペレーションナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約に定める補償の範囲とオペレーションナル・リスク損失の額及び発生頻度との関係が明確であること。

六 保険が、先進的計測手法採用金庫の子法人等及び関連法人等以外の者その他の実質的な第三者（子法人等、関連法人等その他の先進的計測手法採用金庫が支配を行い、又は影響を与える者以外の者をいう。）である保険会社又は外国保険業者より提供されていること。ただし、実質的な第三者ではない者により保険が提供されている場合であつて、第一号の要件を満たす実質的な第

三者である保険会社又は外国保険業者にオペレーション・リスクがさらに移転されているときは、この限りでない。

七 当該保険によるオペレーション・リスク相当額の削減に関する合理的な方法及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 オペレーション・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約の解約及び非更新の条件、契約の残存期間、保険金支払の不確実性並びに保険契約の補償範囲とオペレーション・リスクの損失事象との関係が適切に考慮されていること。

九 第七号に規定する書類が開示されていること。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法採用金庫及び先進的計測手法採用金庫に関する規定は、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自金庫推計ボラティリティ調整率の適用日前の承認)

第二条 金庫は、平成十九年三月三十一日においても、この告示による改正後の労働金庫法第四条第一項において準用する銀行法第十四条の一の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第七十一条の規定により、自金庫推計ボラティリティ調整率の使用に関する承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、平成十九年三月三十一日においても、金庫が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第七十一条の規定により承認を行うことができる。この場合において、平成十九年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

(エクスボージャー変動額推計モデルの適用日前の承認)

第二条 前条の規定は、エクスボージャー変動額推計モデルの使用に関する承認について準用する。この場合において、前条中「第七十一条」とあるのは「第八十一条」と、「第七十二条」とあるの

は「第八十一條」と、「自金庫推計ボラティリティ調整率」とあるのは「エクスポート・ジャーベント額推計モデル」と読み替えるものとする。

(内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認)

第四条 基礎的内部格付手法採用金庫にならうとする金庫は、平成十九年三月三十一日前においても、新告示第百十六条の規定により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（新告示第百十六条に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（新告示第百十六条に規定する予備計算報告書をいう。）の作成並びに金融庁長官及び厚生労働大臣への提出を行い、新告示第百十五条の規定により当該内部格付手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、平成十九年三月三十一日前においても、基礎的内部格付手法採用金庫にならうとする金庫が前項に定めるところにより承認の申請を行つた場合には、新告示第百十七条の規定により承認を行うことができる。この場合において、平成十九年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

3 前二項の規定は、先進的内部格付手法採用金庫にならうとする金庫について準用する。この場合において、前二項中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的内部格付手法採用金庫」と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十一年三月三十一日」と読み替えるものとする。

4 平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法採用金庫にならうとする金庫に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第百十六条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。

5 第二項に掲げる金庫であつて、第一項及び前二項の規定に基づく新告示第百十六条の規定の適用により自己資本比率の予備的な計算の届出をし、平成十八年三月三十一日から自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官及び厚生労働大臣への

提出を行つてゐるものは、平成十九年三月三十一日以後一年間は、なお従前の例による」とができる。

(粗利益配分手法の適用日前の承認)

第五条 附則第二条の規定は、粗利益配分手法の採用についての承認を受けようとしている金庫について準用する。この場合において、同条中「第七十一条」とあるのは「第二百五十一条」と、「第七十二条」とあるのは「第二百五十二条」と、「自金庫推計ボラティリティ調整率」とあるのは「粗利益配分手法」と読み替えるものとする。

(先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認)

第六条 附則第四条第一項及び第二項の規定は、先進的計測手法採用金庫になろうとする金庫について準用する。この場合において、同条中「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と、「第一百十六条」とあるのは「第一百五十八条」と、「第一百十五条」とあるのは「第一百五十七条」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と、「第一百十七条」とあるのは「第一百五十九条」と読み替えるものとする。

2 平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法採用金庫になろうとする金庫に対する新告示第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。

3 先進的計測手法採用金庫になろうとする金庫であつて平成十九年三月三十一日に標準的手法採用金庫又は基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫は、平成十九年三月三十一日以後先進的計測手法の使用を開始する日の前までの期間においては、オペレーショナル・リスク相当額を基礎的手法又は粗利益配分手法を用いて算出しなければならない。

4 前項において、金庫は、前条の規定に基づく承認を受けたときに限り、粗利益配分手法を採用す

ることができる。

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基準的内部格付手法採用金庫になる金庫、平成二十年三月三十日に先進的内部格付手法採用金庫になる金庫であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している金庫及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基準的内部格付手法採用金庫になる金庫又は先進的内部格付手法採用金庫になる金庫のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的計測手法採用金庫になる金庫に関して、先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条第二項及び第十八条第二項の規定の適用を受けるものとする。

期間	率
平成十九年三月三十一日以後一年間	九十五パーセント
平成二十年三月三十一日以後一年間	九十パーセント
平成二十一年三月三十一日以後一年間	八十八パーセント

2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第五項及び第十八条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

自己 資本 比率	連 結 自 己 資 本 比 率	自己 資本 所要自己資本の額
旧告示第一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第三条第一項に掲げる営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額を控除した額	旧告示第一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第三条第一項に掲げる営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額を控除した額	旧告示第一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第三条第一項に掲げる営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額を控除した額

単体	旧告示第八条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第十条第一項に掲げる営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十二条に定めるところにより控除される」ととなる額の合計額から第十一項第一項第二号に掲げる額を控除した額
----	---

(元本補てん信託契約に関する経過措置)

第八条 金庫は、平成二十二年三月三十一日前において当該金庫の締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。

2 金庫は、当該金庫の締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額の算出のために前項の規定を用いる場合、新告示の規定による算出を開始した後に同項の規定を用いること、当該金庫の締結する元本補てん信託契約のうちの一部についてのみ同項の規定を用いることその他恣意的な運用を行つてはならない。

3 内部格付手法採用金庫が第一項の規定により旧告示に基づいて当該内部格付手法採用金庫の元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合の当該信用リスク・アセットの額については、新告示第一百二十条第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「の一定の期間」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前までの一定の期間」と、「事業単位」と又は「資産区分」とに」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前において当該金庫の締結する元本補てん信託契約に係るエクスボージャーに」と、「標準的手法」とあるのは「旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」と読み替えるものとする。

(移行期間における段階的適用部分の取扱い)

第九条 平成十九年三月三十一日に基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫及び平成二十年三月三十日に先進的内部格付手法採用金庫になる金庫であつて先進的内部格付手法の採用直前までに旧告示により自己資本比率を計算している金庫については、新告示第一百二十条第一項中「標準的手法」とあるのは「標準的手法又は旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」とする。

(移行期間におけるその他の経過措置)

第十条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第一百九十二条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2 基礎的内部格付手法について、新告示第百八十九条第四項中「五年以上の観測期間」とあるのは、

平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十二年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

3 新告示第百九十条第一項、第百九十四条及び第二百三条中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十二年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

4 平成十九年三月三十一日以後三年間において内部格付手法を採用しようとする金庫に関する新告示第百十七条の規定については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 金庫が平成十九年三月三十一日前に内部格付手法の採用について承認を申請する場合において、新告示第百十七条第一号及び第二号中「当該承認に先立つて三年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日に」とする。

二 金庫が平成十九年三月三十一日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する金庫の場合において、新告示第百十七条第一号及び第二号中「当該承認に先立つて三年以上にわたり」とあるのは「平成十九年三月三十一日以後」とする。

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法採用金庫は、新告示第百四十二条及び第百四十二条の規定にかかわらず、当該金庫が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用金庫が選択する日（以下「基準日」という。）において保有するエクスポージャー（基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百分の一のリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合（新告示第六条第一

項又は第十五条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該金庫が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿つて運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2 前項の場合において、内部格付手法採用金庫は、当該エクスボージャーの発行主体による合併その他の組織変更又は株式分割に起因する保有株式の数の増加が生じる場合であつて、当該保有株式の数の増加が当該内部格付手法採用金庫による投資額の増加によるものでないときは、当該エクスボージャーを継続して保有しているものとして扱うことができる。

3 第一項の場合において、内部格付手法採用金庫は、基準日の翌日以降に当該エクスボージャーと銘柄が同一のエクスボージャーを取得した後に当該銘柄のエクスボージャーを売却するときは、基準日の翌日以降に取得したエクスボージャーを先に売却するものとして扱うことができる。

4 内部格付手法採用金庫は、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、同項の規定又は標準的手法により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されていたエクスボージャーについて、当該内部格付手法採用とその子法人等との間又はその子法人等の間で保有主体が変更された場合には、当該エクスボージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、当該行為は自己資本比率の操作を目的にしたものであつてはならぬとする。

い。

（未決済取引等に関する経過措置）

第十二条 平成二十年三月三十日まで、新告示第五十条第一項（新告示第一百三十二条及び第一百四十条により準用される場合を含む。）中「五営業日以内」とあるのは「十四日以内」と読み替えるものとする。

用する。

- 3 金庫は、平成二十年二月三十日まで、新告示第八条及び第十六条の規定にかかるらず、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

(証券化エクスボージャーに関する経過措置)

第十五条 標準的手法採用行は、第二百二十五条の規定にかかるらず、平成十八年三月末において保有する証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスボージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間、当該証券化エクスボージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

(別表第一)

掛目	業務区分	備考
1 2 %	リテール・バンキング	リテール（中小企業等及び個人）向け預貸関連業務等
1 5 %	コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等
1 8 %	決済業務	決済に係る業務
1 2 %	リテール・プローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務
1 8 %	トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務及び主として大口の顧客を対象とする証券、為替、金利関連業務等
1 8 %	コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売出・募集の取扱い等、その他顧客の資金調達関連業務等（リテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングに該当するものを除く。）
1 5 %	代理業務	顧客の代理として行う業務
1 2 %	資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務

(注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

1. 金庫のすべての業務から発生する粗利益のすべてが、相互に重複することなくこの表に掲げる業務区分に配分されなければならない（4. に規定する場合を除く。）。
2. この表に掲げる業務区分を適用する場合において、信用リスク・アセットの額を算出する際に用いる基準に類似のあるときは、原則として、両者の区分は整合的でなくてはならない。
3. この原則に従わなければならぬ場合には、文書により明確な理由が示されなければならぬ。
4. ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合には、十八・ペーセントの掛け目を乗じるものとする。
5. 複数の業務区分に粗利益を配分するに当たって、金庫は財務会計又は管理会計に基づく適切な基準を用いなければならない。ただし、配分した粗利益の額の合計が、基礎的手法を使用する場合に用いられる粗利益の額と等しくなければならぬ。

6. 粗利益の配分の手順は、理事会の承認に基づき担当理事が責任を持つものでなければならぬ。
7. 粗利益の配分の手順は、内部監査を行う部門による検証を受けなければならぬ。

(別表第二)

損失事象の種類	オペレーション・リスク損失
内部の不正	詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の回避を意図したような行為による損失であって、金庫又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの（差別行為を除く）
外部からの不正	第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による損失
労務慣行及び職場の安全	雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失
顧客、商品及び取引慣行	特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失
有形資産に対する損傷	自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
事業活動の中止及びシステム障害	事業活動の中止又はシステム障害による損失
注文等の執行、送達及びプロセスの管理	取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失